

2007 政策リスト

300

www.dpj.or.jp



総務・行政改革・分権・政治改革…1～

天下りの根絶
官製談合撲滅への取り組み
国が行う契約の適正化
特殊法人・独立行政法人等の改革
地方自治体の監査機能の充実強化
地方分権推進と
国家公務員総人件費の削減
能力・実績主義に基づく公務員制度
多様な人材の登用
政治任用制の拡大
公務員の労働基本権の回復
政治資金の透明化
政治団体の事務所費等の改革
政治献金の規制強化
国会議員の定数1割以上削減
一票の価値の較差の抜本是正
選挙権年齢の引下げ
インターネット 選挙運動解禁
電子投票制度の導入
永住外国人の地方選挙権
政治家によるあっせん根絶
政と官のあり方の見直し
首長の多選制限
NHKの改革
通信・放送委員会の設置
電波の有効利用
インターネット を用いたコンテンツの二次利用促進
郵政改革
新たなる「国のかたち」の構築
中央政府の役割の限定
省庁のあり方の見直し
基礎的自治体の整備
広域自治体のあり方の見直し
個別補助金の廃止
地方交付税制度の抜本的改革
国と地方の協議の制度化
政省令・条例等のあり方の見直し
住民投票による民意の汲み上げ
地方自らによるガバナンス形態の決定
自治区の活用
コミュニティの再生・強化

外務・防衛…6～

イラク問題:航空自衛隊のイラク派遣を直ちに終了
新時代の日米同盟の確立
在日米軍再編問題
アジア外交の強化
日中関係
台湾問題
日朝関係:拉致・核・ミサイル問題への対応
日韓関係
領土・領海の保全
日露関係
南西アジア地域との関係
テロへの取り組み:テロ特措法延長の対応
中東情勢
欧州・EUとの関係
貿易・投資の自由化を主導（*P.23参照）
ODAの抜本見直し
国連改革

核廃絶の先頭に立つ
ミサイル防衛への対応
情報収集・分析体制の強化
自衛権の行使は専守防衛に限定
国連平和活動への積極参加

内閣…9～

消費者政策の充実
NPO活動の促進・支援税制
食の安全・安心の確保（*P.39参照）
障がい者差別禁止
自殺予防対策
戦後処理問題
靖国問題・国立追悼施設の建立
危機管理体制の整備
警察改革
治安対策
総合的な銃器犯罪対策の推進
災害対策
沖縄政策
北方領土問題

財務金融…12～

財政構造改革の推進
予算編成のあり方の見直し
特別会計改革
財政構造改革推進 のための体制整備
金融商品取引監視委員会の創設
公開会社法の制定
包括的な金融サービス・市場法の制定
中小企業向け金融検査マニュアルの策定
地域金融円滑化法 の制定
NPOバンク、小規模な共済の負担軽減

税制…13～

税・保険料共通の番号制度の導入
所得税改革の推進
納税者権利憲章
消費税改革の推進
法人税率の維持
中小企業支援税制 の検討
NPO支援税制等の拡充
相続税・贈与税改革 の推進
国際連帯税の検討
「グッド減税バッド増税」
地球温暖化対策税、自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化

厚生…14～

国の責任で社会保障制度を安定維持
年金制度改革
社会保険庁改革
「無年金障がい者」救済の拡充と
「無年金高齢者」救済の創設
医師不足解消に向けた医学部定員確保
医師不足解消に向けた勤務条件の改善
医師不足解消に向けた小児科・産科医療
医療の安心・納得・安全
医療従事者の資質の向上
医療機関の機能分化と役割分担

救急制度改革
医療事故の原因究明及び再発防止
医療保険制度の再編成
高齢者医療
包括払い制度の推進
がん対策
後発医薬品（ジェネリック薬品）
アスベスト健康対策
肝炎総合対策
感染症対策
難治性疾患対策
被爆者援護
歯科医療改革
介護サービス基盤の拡充
良質な介護を可能とするマンパワーの充実
障がい者福祉政策の改革
生活保護制度改革
中国残留邦人支援
ホームレス自立支援
麻薬・薬物対策
月額2万6000円の「子ども手当」創設（*P.36参照）
出産時助成金（*P.36参照）

はたらき方…20～

雇用基本法の制定
若年層から中高年層まで職業能力開発支援
若者の雇用就労支援
就業形態の多様化と均等待遇
最低賃金の大幅引上げ
労働契約法の制定
雇用保険制度をはじめとするセーフティネット の整備
仕事と家庭の両立支援
募集・採用における年齢差別禁止
長時間労働の是正

経済産業…22～

中小企業憲章の制定
中小企業支援策としての人材育成・職業訓練の充実
公正な市場環境の整備・
「中小企業いじめ防止法」の制定
中小企業金融の円滑化
中小企業の技術力の発揮と向上
中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり
地域の産業と雇用を守る中小・小規模零細企業支援税制
中小企業支援予算3倍増
地域経済の活性化
中心市街地・商店街の活性化
知的財産立国の実現
起業・ベンチャー支援
事業規制の原則撤廃と次世代競争力の確保
貿易・投資の自由化を主導
WTO
EPA/FTA
セーフガード
消費者政策の充実（*P.9参照）

環境…24～

環境政策（全般）
民主党「脱地球温暖化戦略」の推進
実効ある国内排出権取引市場の創設
主導的な環境外交 の展開
地球温暖化対策税 の創設
オゾン層破壊防止・フロン回収
グリーン契約
環境教育
環境健康被害者等救済基本法の制定
化学物質対策
シックハウス対策
殺虫剤による健康被害（化学物質過敏症や急性中毒等）対策
総合的な廃棄物・リサイクル対策
デポジット制度
ノンアスベスト 社会の実現
個別リサイクル法の改正
アセスメント・市民参加
環境産業・技術等の振興
生物多様性の保全（野生生物保護）
動物愛護
移入種対策（外来生物対策）
クマ対策
自然環境保護
里地・里山の保全

エネルギー…29

エネルギー安全供給体制の確立
新エネルギー・省エネルギー技術の推進
エネルギー戦略外交の強化
環境・エネルギー効率化における新たな国際協力の推進
「国際エネルギー効率化計画2030」の実現
原子力政策に対する基本方針
安全を最優先した原子力行政

法務…29～

司法制度改革の推進
裁判員制度の円滑なスタート に向けた環境整備
行政訴訟制度の第2弾改革で行政に対するチェックを強化
取調への可視化、証拠開示の徹底による冤罪防止
共謀罪導入には反対
犯罪被害者への支援
少年犯罪の防止
仮釈放のない「終身刑」の創設、刑罰の見直し
総合的な銃器犯罪対策の推進（*P.11参照）
死因究明制度改革 の推進
矯正機能の強化
選択的夫婦別姓の導入と婚外子差別の解消（*P.39参照）
嫡出推定制度の改善
性同一性障がい者の人権
国籍選択制度の見直し
成年年齢の18歳への引下げ
人権侵害救済機関 の創設
難民認定委員会の創設・難民の生活支援

文部科学…32～

日本国教育基本法案
教育の責任の明確化
中央教育委員会の設置
現場の教育は「学校理事会」による
地域立学校で
教育予算の充実
教員の質と数の充実
少人数学級
教育の無償化
高等教育の機会の保障
奨学金制度改革
私立学校改革
私立学校通学者への支援
学習指導要領の大綱化
いじめ問題
教科書検定及び採択について
拡大教科書の充実
学校安全対策基本法の制定
学校施設耐震化・環境衛生対策
スクールカウンセラー及びガイダンス
カウンセラー制度の充実
大学改革と国の支援のあり方
専修・各種学校の充実
学校図書館の整備等
社会ルールの学習
生涯学習の充実
統合教育・障がい児教育の推進
国内外における日本語教育の充実
芸術文化活動への支援
伝統文化の保存・継承
健康づくりの推進（国民総スポーツへの参加）
地域密着型クラブスポーツの振興
生涯スポーツの振興
高齢者スポーツの振興
障がい者スポーツの振興
スポーツ医学振興政策
学校施設の開放と複合利用の推進
校庭の芝生化
国際交流の推進
イノベーションを促す基礎研究成果の実用化環境の整備
科学技術人材の育成強化
中小企業の研究開発力の強化
世界最先端の環境エネルギー技術の確立

子ども・男女共同参画…36～

出産・子育てにかかる経済的・精神的負担の軽減
月額2万6000円の「子ども手当」創設
出産時助成金
子ども家庭政策 の一元的取り組み
幼保一本化の推進
学童保育の拡充
医師不足解消に向けた小児科・産科医療（*P.15参照）
有害情報から子どもを守る
子どもを事故や事件から守るために
児童虐待防止対策の充実
ひとり親家庭への自立支援策
DV防止法の強化
生殖補助医療に係わる法整備
女性も安心な年金制度の確立
ワークライフバランスの実現

真の男女平等のための基盤づくり
生涯を通した女性の健康保障
男女共同参画の視点に立った国際協調
選択的夫婦別姓の導入と婚外子差別の解消
嫡出推定制度の改善（*P.31参照）

農林水産…39～

食料の完全自給への取り組み
戸別所得補償制度 の創設
米の備蓄300万トン体制の確立
食の安全・安心の確保
輸入検疫体制の強化・拡充
輸入牛肉に対するトレーサビリティの義務づけ
都市と農山漁村の交流の推進
農山漁村の活性化
農地制度などの改善
農地面積の確保
農山漁村を支える女性支援
環境保全型農業の推進
都市型農業の振興
バイオマスの推進
木材自給率の向上
林業、木材関連産業等地域産業の活性化
中山間地域を中心とする100万人の雇用拡大
林業の振興（みどりのダム構想）
漁業の振興（資源管理漁業の重視）
カネミ油症被害者対策

国土交通…42～

国土政策
過疎地域の対策
地域活性化に立脚した観光政策
地域主権・人にやさしいまちづくり
コミュニティの再生・保全
少子高齢化など社会環境に対応したまちづくり
災害に強いまちづくり
まちの社会基盤整備等の適正化
住宅政策
安全・安心な住宅
交通基本法の制定
航空政策
産業政策としての物流
交通面における環境負荷の軽減
整備新幹線
高速道路無料化
「運輸安全委員会」（仮称）の設置（安全管理の徹底）
公共事業改革
大型公共事業の見直し
PFIの促進および検証
治水政策の転換（みどりのダム構想）

憲法…46

国民の自由闊達な憲法論議を

総務・行政改革・分権・政治改革

天下りの根絶

防衛施設庁や道路公団など、天下りを背景とした談合事件が後を絶ちません。国家公務員を対象とした現行の天下り規制は、離職後2年経過すれば関係営利企業に天下ることができる、特殊法人や公益法人等への天下りは規制対象になっていないなど、抜け穴だらけです。

民主党は、こうした実効性に乏しい現行の天下り規制を大幅に強化する「天下り根絶法案」を2007年166通常国会に提出しました。その主な内容は、・天下りの原因となっている、定年の年齢に達する前に退職させる早期退職勧奨と中央省庁による再就職あっせんを禁止する、・天下りの禁止期間を離職後2年間から5年間に拡大する、・営利企業だけでなく、特殊法人・独立行政法人・公益法人等に天下ることも規制する、・国の管理職職員の離職後10年間の再就職状況の報告を義務付ける、・退職職員による現職職員に対する働きかけ行為を禁止する、・特殊法人等の役職員が天下ることについても国家公務員と同様の規制を新設する、・地方公務員についても、離職後5年間は在職していた機関と密接な関係にある営利企業への天下りを原則禁止する、などです。

官製談合撲滅への取り組み

続発する官製談合を撲滅するため、以下の内容の「官製談合防止法等改正案」を2007年166通常国会に提出しました。法律の適用対象に公務員OBも含め、天下り先での談合を防止します。公正取引委員会の権限を強化するとともに、省庁等に対する改善措置要求を入札談合防止のためにも行えるようになります。改善措置要求を受けた省庁等には、調査結果及び談合防止のために講じた措置の内容を国会等に報告する義務を課します。また、事件ごとに第三者による調査委員会の設置を義務付けます。独禁法を改正し、談合を申告した事業者については一定の条件を満たせば課徴金が減免されるなどの措置を拡充することで、談合を摘発しやすくします。

国が行う契約の適正化

中央省庁等の幹部OBを天下りとして受け入れ、かつ2004年度に国から1,000万円以上の金銭の交付を受けた法人と国とが行った契約のうち、随意契約が占める割合は9割以上という事実が2006年、判明

しました。

天下りを背景とした随意契約が横行しているのは、契約の相手方における天下り公務員の在籍状況や、随意契約・指名競争入札の理由などについて説明する義務が国に課されていないからです。

民主党は、国が行う契約の適正化を図るため、「国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（随意契約等透明化法案）を2006年164通常国会に提出しました。具体的な内容は、・国による随意契約、指名競争入札について徹底的な情報公開を義務付ける、・随意契約、指名競争入札の厳格化を図る、・IT調達を長期継続契約から除外する、などです。

特殊法人・独立行政法人等の改革

特殊法人や独立行政法人等は、国からの補助金や交付金を使って非効率的な事業運営をしていたり、官僚の天下りの受け皿となるなど、様々な問題点を抱えています。

特殊法人や独立行政法人、及びこれらに係わる特別会計は、原則廃止を前提に全てゼロベースで見直し、民間として存続すべきものは民営化し、国としてどうしても必要なものは国が直接行います。

また、天下り受け入れの見返りに業務を独占するなど実質的に各省庁の外郭団体となっている公益法人は、制度改革にあたって、廃止します。さらに、独立行政法人の税金のムダづかい体質を改めるため、・各府省の独立行政法人評価委員会委員及び各独立行政法人の監事の独立性向上(公務員出身者による就任を制限)、・公募による独立行政法人の長の選任、・会計監査人の監査対象となる独立行政法人の拡大、・独立行政法人の統合時における資産の鑑定の義務付け、などを行います。

地方自治体の監査機能の充実強化

地方自治体の財政の健全性を高めるためには、自治体の財務状況を正確に把握する制度を充実させることが不可欠です。また、入札談合事件、裏金問題、不適切な会計処理を契機とした自治体の財政破綻など、地方行政に対する住民の信頼を低下させる事例への対応策を講ずることが喫緊の課題となっています。

民主党は、地方自治体における監査委員制度と外部監査制度を充実強化するとともに、地方自治体の公会計制度の整備をすすめます。

地方分権推進と国家公務員総人件費の削減

真の行政改革をすすめるためには、国と地方のあ

り方を抜本的に見直し、地方分権をすすめることが不可欠です。民主党は、各省庁や自治体に対して情報提供を求めることができる強力な権限を持った「行政刷新会議」を設立し、国の役割を大幅に限定して事務事業の多くを地方へ移譲するという観点から事務事業の見直しを集中的に行います。

国の機関の組織及び定員は行政刷新会議の提言に基づいて抜本的に改めます。大胆な地方分権の結果、国家公務員の定数も大幅に減少し、国家公務員総人件費を3年間で2割以上削減することが可能になります。

また、納税者である国民の理解を得るため、非常勤の国家公務員人件費及び勤務実態に関する情報公開をすすめます。

能力・実績主義に基づく公務員制度

公共サービスの質を高め、国民の生活をより良いものにするため、能力・実績に応じた処遇を可能にする人事管理制度を導入します。

多様な人材の登用

高度・複雑化した行政に対して、内部で育成した人材だけで対応していくことは難しくなっています。中途採用・任期付採用の拡大など、意欲と能力のある多様な人材を登用することが可能となる総合的な仕組みを構築します。

また中央官庁において、仕事に対する意欲と能力のある人材を幹部職員とするため、新たな幹部公務員養成制度を構築して、現行のキャリア制度を廃止します。

管理職については徹底した自由競争の仕組みを導入する一方、複線的人事システムの導入をすすめます。

政治任用制の拡大

現行制度のように巨大な官僚組織が大きな力を持ったままでは、たとえ政権交代が実現しても、公約として掲げた諸施策を実行に移すことには多大な困難を伴うことが予想されます。政治任用・自由任用制度を大幅に取り入れ、公務内外から実力と意欲に富んだ人材を積極的に登用します。

公務員の労働基本権の回復

労働基本権は労働者本来の権利であり、重要な労働条件などは当事者抜きに決められてはなりません。しかし、日本の法令及び慣行は公務員の労働基本権を制約しており、国際労働機関(I L O)も1965年以降、このような日本の状況が I L O 条約の規定に違反しているとの厳しい勧告を出しています。

民主党は、公務員の職務の特性に鑑み、特に異なる取扱いが必要となる場合を除き、公務員の労働基本権を回復します。その結果、労働条件は民間と同様、交渉で決められるようになります。それに伴い、一般職の公務員には労働基準法及び判例法理に準じた雇用保障制度を導入します。

政府全体の統一的人事管理及び使用者としての機能を担う担当大臣を置き、同大臣が労働組合との交渉等を行います。

政治資金の透明化

国民の政治に対する信頼を回復するためには、政治資金の実態をガラス張りにして国民の監視のもとにおくことが必要です。

民主党が2005年163特別国会に提出した「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」では、・150万円を超える寄附の過失による収支報告書等への不記載に対する罰則を創設する、・普通預金等や保有する現金の残高を収支報告書へ記載させる、・政党本部や政治資金団体の収支報告書に対する外部監査を義務付ける、・政治団体間の寄附に際し銀行振込み等を義務付ける、・インターネットによる報告書の公開を義務付けるとともに報告書等の保存期間を延長する、・後援会等の機関紙誌への広告掲載料の名を借りて政治献金を行う脱法行為を防ぐために、後援会等の機関紙誌への広告費の上限を年間150万円とするとともに、20万円以上の広告費については広告料金の支払い者の氏名や金額を公表させる、などを提案し、政治資金の透明化を強く促しています。

政治団体の事務所費等の改革

資金管理団体のみならず、すべての政治団体の支出のうち1万円を超える事務所費・政治活動費等の支出について、・領収書の徴収・保存、政治資金収支報告書への領収書の添付と支出明細の記載などを義務付けるとともに、・政治団体が領収書等を保存する期間を現行の3年から5年に拡大します。

政治献金の規制強化

2004年の日歯連による旧橋本派へのヤミ献金事件では1億円ものヤミ献金が行われ、大きな政治不信を招きました。国民から信頼される政治を実現するためには、政治献金を抜本的に改革することが必要不可欠です。しかし、2005年163特別国会において与党提出法案によって行われた政治資金規正法の改正は、いわゆる迂回献金(= 政党や政治資金団体を迂回させて寄附を受け取る行為)を禁止する規

定が盛り込まれないなど、極めて不十分なものでした。

民主党は、政治献金の抜本的改革を盛りこんだ「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」を繰り返し国会に提出しています。2005年163特別国会に提出した法案は、・いわゆる迂回献金を禁止する、・政治団体から同一の政党・政治資金団体への寄附は年間1億円まで、政党・政治資金団体以外の同一の政治団体への寄附は年間3,000万円までとする、・企業団体献金を受領できる政党支部の数を制限し、政治資金の出入りと流れを簡素化する、・現行法では国や地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約をしている者、利子補給対象の融資を受けている法人の献金は選挙時に禁止するにとどまっていることから、契約日等から1年間禁止とする、などを盛り込んでいます。

国会議員の定数1割以上削減

政権選択の可能な選挙を実現するためには、小選挙区選挙をより重視するべきであり、また、厳しい財政状況を考えても、国会議員には率先して効率化に努めることが求められています。このような観点から、民主党は衆議院の比例議席180中、80議席の削減を提案しています。2004年159通常国会には、こうした内容を盛り込んだ「公職選挙法の一部を改正する法律案」を提出しました。

一票の価値の較差の抜本是正

選挙における一票の価値を可能な限り平等にすることは、民主主義の根幹に関わる重要な課題です。衆議院、参議院それぞれにおいて一票の価値の較差を是正します。

衆議院選挙においては、小選挙区割りの際にまず47都道府県に1議席ずつ配分し(基数配分)、残り253議席を人口比例で振り分けているため、一票の較差を2倍以内に収めることが不可能となっています。そこで、この「基数配分」を廃止して小選挙区すべてを人口比例で振り分ける「衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」(2004年159通常国会に提出)により、較差是正を図ります。

参議院については、2004年の選挙における一票の較差が5.13倍となっています。2006年164通常国会では、与党が提出した「公職選挙法の一部を改正する法律案」が成立しましたが、較差を4.84倍(平成17年国勢調査の速報値に基づく)にするだけの小手先の修正に過ぎませんでした。民主党は、議員1人当たりの人口の最も少ない選挙区を隣接する選挙区と合区することにより、較差を3.80倍に縮小することを提案しています。

選挙権年齢の引下げ

わが国の民主主義をより成熟したものにするためには、国民が政治に参加する機会を拡大し、多様な意見を政治に反映できるようにすることが必要です。そのため、選挙権を18歳から付与する法律を国民投票法に合わせて施行します。

(* P.31 成年年齢の18歳への引下げ参照)

インターネット 選挙運動解禁

ホームページやメールは、政党や政治家と有権者の意思疎通を図るうえで欠くことのできない重要な手段になっています。しかし、現行法では選挙期間中にインターネットを使って選挙運動を行うことは認められていません。

インターネット選挙運動を解禁すれば、有権者の選挙に対する関心が高まる、政策本位の選挙・カネのかからない選挙が実現する、候補者と有権者の対話が促進されるといった様々な効果が期待できます。民主党は、政党や候補者に加え、第三者もホームページ・ブログ・メール等あらゆるインターネットの形態を使って選挙運動ができるようにするため、「インターネット選挙運動解禁法案」(1998年142通常国会、2001年151通常国会、2004年159通常国会、2006年164通常国会に提出)の制定をめざします。

インターネット導入に伴って予想される不正行為に対しては、・誹謗・中傷を抑制するためにホームページ等を使って選挙運動をする者の氏名・メールアドレスの表示を義務付ける、・なりすましに対する罰則を設けるなど、きめ細かな対応策を講じます。

電子投票制度の導入

タッチパネルの電子投票機等を用いて投票する電子投票制度は、地方選挙においてのみ実施可能となっており、2006年10月時点では8つの自治体で導入されています。選挙事務の効率化、選挙結果の公表の迅速化といったメリットがあることから、信頼性の確保を見極めつつ、国政選挙においても導入することをめざします。

永住外国人の地方選挙権

民主党は結党時の「基本政策」に「定住外国人の地方参政権などを早期に実現する」と掲げており、これに基づいて永住外国人に地方選挙権を付与する法案を国会に提出しました。

政治家によるあっせん根絶

2001年に「あっせん利得処罰法」が施行されて以降も、政治家や秘書による口利き事件・疑惑が後を

絶ちません。民主党は、現行法の抜け道を塞ぐべく「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」を2002年154通常国会・155臨時国会、2004年159通常国会に提出しました。2004年に提出した法案のポイントは、・処罰の対象に公職にある者の親族を加える、・犯罪の構成要件から「請託」や「権限に基づく影響力の行使」を外し立件しやすくする、・政党支部などを使った「賄賂」の迂回を禁止する、などです。

政と官のあり方の見直し

現在の国会は、委員会審議で大臣に代わって官僚が「政府参考人」として答弁を行うなど、官僚に依存した状況となっています。民主党は、国会を、主権者である国民を代表する国会議員が討論・審議する場に改め、国会審議には官僚を参加させないようにします。衆参両院の本委員会専ら議員のみで議論を行い、国家公務員、民間人等から意見聴取や資料収集を行う場合には、委員会の下に設置する小委員会において行うこととします。政府内においても官僚依存を改め、国会議員が務める副大臣・政務官が制度的・実質的に役割を果たし得るよう、事務次官会議を廃止し、副大臣会議で政府内の調整を行う仕組みを導入します。

また与党政治家と官僚の癒着によって公正であるべき行政が歪められることがないように、政治家と官僚の接触に関する情報公開など、透明性確保のための制度改善を図ります。さらに「行政監視院」を国会に置き、行政をチェックする立法府の行政監視機能の充実を図ります。

首長の多選制限

各地の自治体で談合事件に絡んで首長が逮捕される事例が続発し、首長の多選に対する批判が高まっています。民主党は2001年から4期目以上をめざす知事・政令市長に対しては、選挙で推薦しないこととしています。さらに、職業選択の自由など憲法上の問題に留意しながら、地方自治体の首長の4選禁止の制度化について検討していきます。

NHKの改革

一連の不祥事に伴う受信料の支払拒否件数の増加、番組作成にあたって与党政治家の介入があったのではないかという疑惑など、NHKをめぐる様々な問題が噴出しています。NHKの経営改革と体質改善は喫緊の課題です。

NHKのガバナンスを強化するため、経営委員会の機能強化をすすめます。受信料不払者の存在からくる不公平感の解消と収入の1割以上を占める受信

料徴収コストの削減のため、受信料制度のあり方や受信料の徴収方法について検討します。

NHKの業務範囲が国民に理解されるものとなるよう、とかく不透明性が問題となる子会社等について設置基準を見直して整理をすすめるとともに、NHK本体と子会社との契約のあり方についても見直しを行います。また、NHKの各チャンネルの位置づけを再度明確にした上でBS放送波の削減を検討します。

NHKの命令放送制度は廃止します。

通信・放送委員会の設置

国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するとともに、放送に対する国の恣意的な介入を排除するため、電波・放送行政を総務省から切り離し、内閣府の外局に設置する独立性の高い独立行政委員会に移します。また、技術の進展を阻害しないよう通信・放送分野の規制部門を同じ独立行政委員会に移し、事前規制から事後規制への転換をはかります。

電波の有効利用

携帯電話や情報家電の普及、無線LAN技術の進展に伴い、電波(周波数)の不足が問題となっています。産業活性化や新たな技術開発、国民の利便性向上につなげるため、今後は有限な資源である電波を有効利用する方法を考えるべきです。

民主党は、既存利用者の効率利用と新規需要への迅速な再配分を図るため、・電波利用料に電波の経済的価値を反映させることによる電波の効率利用促進、・適当と認められる範囲内でオークション制度を導入することも含めた周波数割当制度の抜本の見直し、などに取り組みます。

インターネットを用いたコンテンツの二次利用促進

テレビ番組や映画といったコンテンツの著作権は、出演者や音楽の作曲家などそれぞれの実演家に帰属しています。そのため過去に放送されたテレビ番組等をインターネットで二次利用する場合には、全ての権利者から許諾を得なければならず、インターネット上でのコンテンツの二次利用は進んでいません。そこでコンテンツの活用を図るため、著作権の保護に配慮しつつ、著作権処理の円滑化に向けて抜本的な検討をすすめます。

またNHKが保有する多くの優良なコンテンツをインターネットで提供できるようにするため、NHKのインターネット利用に関する規制を見直します。

郵政改革

民主党は、・郵便及び郵便貯金については国の責任で全国サービスを維持する、・郵便貯金については預入限度額を段階的に500万円まで引き下げて肥大化を防ぐ、・保険業務については分割民営化する、・特殊法人・独立行政法人等、「出口」の改革をすすめる、・公社の役職員を非公務員化する、・天下りを禁止する、などを内容とする「郵政改革法案」を2005年163特別国会に提出しました。

2007年10月より郵政事業は、現在の日本郵政公社による事業形態から、日本郵政株式会社の下に郵便事業、郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の四事業会社がぶら下がる事業形態に代わります。民主党は、・ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険については当面の間、国の出資が残る中で業務内容や規模を肥大化させて一種の「民業圧迫」とならないか、・過疎地や離島でサービスを切り捨てて格差を拡大させないか、・特定郵便局改革を含めた経営の効率化が中途半端にならないか、・ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険による巨額の国債運用を通じて旧財投システムが温存されることにならないか、等の問題に監視の目を光らせていきます。

新たなる「国のかたち」の構築

中央集権制度を抜本的に改めることで、地方分権国家を樹立し、陳情政治からの脱却を図ります。地方のことは権限も財源も地方に委ねる仕組みに改め、国会議員も国家公務員も国家レベルの仕事に専念できるようにします。

住民の生活に関わる身近な問題は、住民に一番身近な「基礎的自治体」で解決すべきです。民主党は、地方分権国家を担う母体を基礎的自治体とし、将来的には、全国を300程度の多様性のある基礎的自治体で構成します。強力な権限を持った「行政刷新会議」を設立し、事務事業の見直しを集中的に行います。生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を基礎的自治体に対して大幅に移譲します。

新たなる「国のかたち」に至る過程において、5～10年間で、国から都道府県に対して大幅に事務事業を移譲するとともに、都道府県が担っている事務事業の1/2程度を基礎的自治体に移譲します。その結果、国と都道府県の役割が大幅に縮小し、基礎的自治体の役割が大幅に拡大されます。

公務員数及び総人件費は、国・都道府県・市町村の事務事業に応じて見直します。その際、公務員が国から都道府県、都道府県から市町村へ異動することができるようにします。

中央政府の役割の限定

中央政府の役割は、外交、防衛、危機管理、治安から、食料、エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通貨、市場経済の確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定します。国の地方支分部局は廃止・縮小し、国と地方の二重行政を解消します。

省庁のあり方の見直し

国と地方の役割分担の見直しに合わせ、省庁のあり方を抜本的に検討します。子どもや家庭に係わる問題について一元的に政策立案・遂行する「子ども家庭省(仮称)」、観光資源の多様化を踏まえ、また文化の視点も加味した総合的な観光戦略を構築する行政機関の設置、エネルギー政策を総合的に行う行政機関の設置などを検討します。

基礎的自治体の整備

わが国には人口約360万人の横浜市から人口約200人の青ヶ島村(東京都)まで多様な基礎的自治体が存在します。また離島や山間地など、基礎的自治体が置かれている地理的条件も様々です。そうした基礎的自治体の多様性を尊重した分権を推進します。

自治体の自主性を尊重しつつ、第2次平成の合併を推進すること等により、基礎的自治体の能力の拡大に努めます。基礎的自治体の能力に応じて、当該自治体が担う事務権限を設定します。基礎的自治体が担うことを期待される事務事業を能力的に担えない場合には、近隣の基礎的自治体もしくは都道府県が当該事務事業を担うこととします。

広域自治体のあり方の見直し

当分の間、広域自治体は道州によらず、現在の都道府県の枠組みを基本とします。都道府県が合併することや都道府県の枠組みを残したまま連合を組むことは、地域の自主性に委ねます。県域を越えて流れる河川管理等の広域的対応が必要な事務については、都道府県が連携し、広域行政機能を強化することによって対応します。

政令市に対する都道府県の役割は、政令市と他の市町村との調整に限定します。

個別補助金の廃止

中央から地方に支出される個別補助金は、中央官僚による地方支配の根源であり、様々な利権の温床ともなっています。

真の地方自治を実現する第一歩を踏み出すため、

個別補助金は基本的に全廃し、地方固有の財源を保証する真の地方自治を実現します。中央・地方とも補助金に関わる人件費と経費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげます。

地方交付税制度の抜本的改革

政府が平成16年度から3年間で約5.1兆円の地方交付税及び臨時財政対策債を削減したことなどにより、現在地方自治体は厳しい財政運営を迫られています。

また「三位一体」改革で、税源移譲が実施されたことに伴い、自治体間で財政格差が生じることが懸念されます。そうしたことから、地方自治体の重要な財源となっている地方交付税制度のあり方を見直すことが喫緊の課題となっています。

これまでも国は地方交付税を地方共有の固有財源と位置付けてきましたが、国の関与を排することなどにより、それがより明確となる制度とします。地方交付税制度の抜本的改革とともに、ひも付き補助金の廃止、国・地方の役割分担の抜本の見直しを通じて、地方に十分な自主財源を保障します。

国と地方の協議の制度化

国と地方の役割の見直しなど、地方分権施策を推進するには、国と地方が十分に協議することが必要不可欠です。国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら真の地方分権を実現していきます。これにより、国と地方の関係を「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」へと進化させます。

政省令・条例等のあり方の見直し

地方自治体が住民のニーズに対応した公共サービスを展開するためには、国が政省令等によって地方を縛りつけている実態を改める必要があります。政省令のうち住民の生活に密接に関係するものについては地方の条例に委ねるなど、地域住民の視点に密着した形で事務事業の基準等を決められるようにします。

住民投票による民意の汲み上げ

住民投票は住民の意思を確認するために非常に重要な手段であり、適切に利用すれば代議制民主主義を補完して住民の意思を政治に反映する有効な手段となります。住民投票を地域の意思決定に積極的に取り入れるため、「住民投票法」を制定します。

地方自らによるガバナンス形態の決定

地方分権という以上、地方が自らのガバナンスの

あり方を決めることができるようにすべきです。シティマネージャー制度の導入や地方議会定数の見直しなど、地方が独自の判断で自治体の仕組みを決められるようにします。

また、地方自治体、民間事業者、NPO、住民などがそれぞれ持っている特性を生かし、相乗効果を発揮させる形で行政運営を行う「新しい公共」を作り上げていきます。

自治区の活用

人口の多い政令指定都市や合併によって面積が大きくなった市町村では、自治体が住民のニーズや意見を的確に把握することがむずかしくなり、住民も行政への参加意識を持ちにくくなっているという問題が生じています。政令指定都市の区や合併前の市町村などを単位とし、一定の権限を持った自治区を設けることにより、住民と行政の距離を縮めます。

コミュニティの再生・強化

行政だけで住民のニーズを満たせる時代は終わりました。地方分権社会を充実させるためには、基礎的自治体内のコミュニティの機能を活性化することが求められています。民主党は、住民が単に公的サービスの受け手となるだけでなく、公共サービスの提供者・立案者といった自治の担い手として参画する社会をめざします。

また、コミュニティの中心的な活動主体となりつつあるNPOが自立的に活動できるよう、税制改革等を通じて財政基盤強化のための支援を行います。

外務・防衛

イラク問題：航空自衛隊のイラク派遣を直ちに終了

イラクに対する多国籍軍による武力の行使は正当性を有しておらず、自衛隊の活動範囲とされるいわゆる非戦闘地域概念もフィクションであり、イラク特措法の法的枠組みは完全に破綻しています。民主党は、イラクに派遣されている自衛隊を直ちに撤退させるため、過去2度にわたって提出してきた「イラク特措法廃止法案」を2007年166通常国会に改めて提出しました。

政府のイラク特措法の期限を延長する法律案に対しては、航空自衛隊の活動がイラク復興の目的にかなった活動かどうか大きな疑問がある上、政府の情報開示が極めて不十分であることから、反対しました。

戦争の大義とされたイラクの大量破壊兵器はついに発見されず、フセイン政権とテロ組織とのつながりも証明されませんでした。恣意的で不正確な情報に基づいて、米国に追従してイラク戦争支持を表明した当時の政府判断について、早急に検証を行い、責任を総括すべきと考えます。その上で、国際協調の枠組みの下、わが国にふさわしいイラク復興支援のあり方を検討します。

新時代の日米同盟の確立

日米両国の対等な相互信頼関係を築き、新時代の日米同盟を確立します。そのために、わが国は独自の外交戦略を構築し、日本の主張を明確にします。また、日本は国際社会において、米国と役割を分担しながら、その責任を積極的に果たしていきます。

日米同盟の健全な運用のため、日米地位協定の改定に取り組みます。在日米軍の凶悪犯罪容疑者について起訴前に日本の司法当局に引き渡しを認める原則や、米軍施設への日本法令の原則適用、環境保全条項などを盛り込むよう、主張していきます。

在日米軍再編問題

在日米軍再編は、国民に大きな負担を強いることから、国民の理解と基地負担を抱える地元の理解が必須です。国会や地元自治体、住民からの強い説明要求を無視し、日米政府間合意を優先させた自公政権の手法は、日米同盟の最大の基盤である国民の信頼を損なうものです。

民主党は、在日米軍再編の経費総額、再編交付金の交付に際し自治体の受け入れ表明を条件とすること、在沖米海兵隊のグアム移転経費を日本国民の税金で負担すること等について、問題点を解消するよう求めてきましたが、政府から誠意ある回答は全く示されませんでした。

国会の関与なくして、米国の言いなりに資金を提供することにならないよう、徹底的に問題点を追及します。また、納税者の視点とシビリアン・コントロールを果たしていく見地、及び基地負担軽減への配慮から、アジア太平洋地域の安全保障における米軍のあり方や在日米軍基地の位置付けについて検討します。

アジア外交の強化

アジアの一員として、中国、韓国をはじめ、アジア諸国との信頼関係の構築に全力を挙げ、国際社会においてアジア諸国との連携を強化します。特に、エネルギー・通商・環境分野において、アジア・太平洋地域の域内協力体制を確立します。

日中関係

中国は、政治・経済の両面でますます国際社会における存在感を高めています。民主党は、改革開放路線やW T O加盟、A R F(アセアン地域フォーラム)などへの積極的な関与をはじめとした外交姿勢を歓迎する見地から、アジアの地域協力や緊張する地域情勢等について中国と協議し、党間交流のさらなる活発化を図るなど、良好な日中関係の構築に向けた努力を重ねてきました。

対中関係は、日本外交にとって極めて重要であり、建設的かつ友好的な話し合いによる懸案解決が重要です。両国首脳間の強固な信頼関係を築きあげ、経済、金融、通貨、エネルギー、環境、海洋、安全保障などの分野で政策対話を深化させ、制度化していきます。

また、民主党と中国共産党との間で設置した「交流協議機構」を通じ、定期的かつ継続的に交流・協議を行い、両国にまたがる課題に対し、両党の信頼関係の中、違いを乗り越えて問題解決への道を切り開いていきます。

台湾問題

2005年、日米安全保障協議委員会の共同発表における共通の戦略目標として、台湾に関する記述がなされました。民主党は、台湾の一方的な独立を支持せず、同時に中国の台湾に対する武力行使については断固反対します。わが国は、台湾海峡をめぐる緊張が生じないように中国・台湾にあらゆる予防的働きかけを行うことを最重要課題の一つに位置づけるべきです。その際には、1972年の日中共同声明が前提となることは当然のことです。

日朝関係：拉致・核・ミサイル問題への対応

2007年2月の6者協議において、北朝鮮の核施設の活動停止等の見返りに、エネルギー支援等の実施を骨格とする「共同文書」が採択されました。しかし北朝鮮は、1994年の米朝枠組み合意以来、度重なる国際間の合意に背いて核開発を進めてきたことから、今回の合意の履行状況も厳しく注視していく必要があります。

また、日本ほど北朝鮮の核やミサイルの脅威に直接さらされる国はなく、北朝鮮に対する経済制裁措置については、当面継続すべきです。

わが国にとっては、拉致問題の解決は不可欠です。民主党は、与党と協議し、拉致問題の解決や北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資する施策を行うよう政府に求める「北朝鮮人権法改正案」を成立させました。これからも拉致問題に関する各国の認識の共有を図りつつ、主体的な外交を展開していきます。

日韓関係

韓国は6者協議の当事国でもあり、良好な日韓関係の再構築は、北朝鮮による拉致事件、核、ミサイル発射問題の解決はもちろん、朝鮮半島の平和と安定のために重要です。竹島問題や日韓F T Aの締結など諸懸案を解決し、国民間の経済・文化交流を一層推進します。

領土・領海の保全

北方領土問題の早期解決に取り組みます。東シナ海の權益や、尖閣諸島・竹島を含むわが国の領土・領海、排他的経済水域を守るため、国連海洋法条約に基づく「海洋權益2法案」を提出、民主党案を基とする「海洋基本法」を成立させました。

「新たな海洋立国」の実現に向け、さらなる国内法の早急な整備や、海上保安庁の組織体制についての総合的な検討を進めます。

日露関係

ロシアは、冷戦後の国際社会においてサミットの正式参加国となり、国際テロ対策での協調、N A T Oとの連携強化、6者協議での協力など、新たな秩序構築に向けて着々と外交実績を積み上げています。日本は、核兵器廃棄への支援、経済・文化交流、民間交流などを継続しつつ、北方領土返還交渉を抜本的に立て直し、ねばり強く交渉に臨むべきです。

2006年8月に発生した「ロシア国境警備艇による日本漁船拿捕事件」を受け、民主党は、ロシアに武器使用の態様などをただし、嚴重な抗議を行うとともに、改めて北方領土の早期一括返還を求めました。また、サハリン・パイプラインは、今後わが国のエネルギーを確保していく上で戦略的に重要であり、ロシアの資源外交に振り回されることなく問題解決を図るべきです。民主党は、経済・文化交流等の一層の活性化を通じて、信頼醸成に努めます。

南西アジア地域との関係

南西アジア地域各国とわが国とは、文化・経済・外交等、親密で友好な関係を築いてきましたが、経済発展を続けるインドとの関係はますます重要です。一方、インド・パキスタン両国の核兵器保有に対し、民主党は、核廃絶・核軍縮・核不拡散をねばり強く訴えています。また、ウラン濃縮・再処理活動の継続を主張するイランに対しては、国連安保理決議に則り、自制を促しています。民主党は今後とも、南西アジア地域の安定のために積極的に取り組みます。

テロへの取り組み:テロ特措法延長の対応

テロの背景には、貧困や社会的格差、不平等など

があり、紛争予防の観点から、わが国は国際社会と一致結束してテロ根絶に取り組むことが重要です。

しかし、テロ特措法に基づく自衛隊の活動については、その実績・成果に対する評価が不可欠であるにもかかわらず、政府は具体的な活動状況等についての説明責任を果たさず、いつまで活動を続けるのかという「出口戦略」も示していないため、民主党は延長に反対し続けています。

アフガニスタンの安定、復興には、武力による取り組みだけでなく、元兵士の武装解除や教育・職業訓練、麻薬対策、対テロ情報収集への協力など、広範な取り組みが求められています。わが国の特性を活かした外交努力を第一義として、支援を行っていきます。

中東情勢

2006年11月、ガザ地区におけるイスラエル・パレスチナ自治政府間での停戦合意がなされ、和平プロセス前進の契機となることが期待されましたが、2007年5月にはハマスがイスラエルを攻撃、イスラエル軍がガザを空爆しました。また、6月にはパレスチナにおいて、ファタハとハマスの対立の激化により、挙国一致内閣が解散されるなど、憂慮する事態に至っています。

日本は、事態の更なる悪化をもたらさないよう、国連等と連携して働きかけるべきです。また、米国がイスラエルに対して影響力を行使し、平和的にパレスチナ国家の樹立ができるよう、民主党としてもねばり強く働きかけていきます。

欧州・EUとの関係

ユーロ通貨統合やEU拡大など、欧州が新たな動きを見せるなか、わが国と欧州各国やEUとの関係は、政治的にも経済的にもますます重要になっています。欧州における政策動向についての理解を深めるとともに、国際テロ対策での協調、W T O交渉、環境問題等について、A S E M(アジア欧州会合)やG 8(主要国首脳会議)などの場を通じて、相互の連携の強化と深化を図っていきます。

貿易・投資の自由化を主導

(* P 23参照)

ODAの抜本見直し

ODA(政府開発援助)を抜本的に見直し、相手国の自然環境の保全と生活環境の整備に重点的に援助することで、日本が地球環境の保全で世界をリードする地位を築いていきます。また、情報公開や外部監査・業務評価を徹底させ、透明性・効率性を確保

し、N G Oとの連携を強化します。

また、一国だけでは解決できない環境問題、人権侵害、難民、貧困問題など「人間の安全保障」への取り組みも重要です。民主党は各国と協調し、O D Aの積極活用を含め、平和的手法による解決を図ります。

国連改革

国連には、紛争解決能力の限界や非効率な運営などの問題が指摘されています。2003年、米国などが明確な安保理決議を経ずにイラク攻撃を行ったことで、国連安保理ひいては国連の権威の失墜が問われています。日本は、国連が国際の平和、安全と繁栄に一層よく機能するように、国連改革に主体的・積極的な役割を果たすべきです。膠着した国連改革を抜本的に立て直し、安保理の構成や拒否権の見直し、敵国条項の撤廃を求めるとともに、国内世論と加盟国の支持を前提にわが国の常任理事国入りをめざします。また、国連との連携強化という観点から、日本人国連職員の増加を求めています。

核廃絶の先頭に立つ

唯一の被爆国として、世界の核廃絶に向けて、日本が先頭に立ち、行動します。北朝鮮のN P T(核兵器不拡散条約)脱退と核実験問題、イランの核開発や「核の闇市場」など核拡散疑惑、C T B T(包括的核実験禁止条約)の早期発効などについて、早急な取り組みが必要であり、核廃絶・核軍縮・核不拡散への国際社会の努力を後退させてはいけません。わが国が主導して、核保有国の理解を求め、非核保有諸国やN G O等と連携をとりつつ、核軍縮の取り組みと、実効性ある査察体制の確立を含む核不拡散体制の強化を、積極的に着実にすすめます。

ミサイル防衛への対応

ミサイル防衛は、その必要性を踏まえ、抑止的・政治的効果や、日米同盟強化、技術的可能性、費用対効果など総合的な検討を加えることが必要です。自衛権行使のあり方も含め、シビリアン・コントロールを徹底する見地から、国会の関与、国民への公表、迎撃の原則等について、さらに検討します。

情報収集・分析体制の強化

専守防衛を国是とするわが国にとって、情報収集・分析・対応能力の向上が喫緊の課題です。不審船・武装工作船やミサイル発射の意図、北方領土での拿捕など、わが国に対する脅威、威嚇を事前に察知し、専門家による継続的かつ総合的で徹底的な情報収集・分析を行う体制の抜本的な強化が必須です。安倍政

権の日本版N S C構想は、現行の安全保障会議の焼き直しに過ぎず、情報収集・分析体制の強化に資するとは言えません。十分なチェック機能を付与したうえで、情報収集衛星の主体的な運用、情報本部の充実、国連・各国政府・N G O等との連携を積極的にすすめるべきです。

防衛施設庁の官製談合や、防衛省・自衛隊による度重なる情報流出は、わが国の安全保障の基盤を揺るがすものです。職員・自衛隊員の規律保持のため、情報保全体制の見直し、監査機能の強化を図るとともに、シビリアン・コントロールを確保していく見地から、必要な情報の公開をすすめます。

自衛権の行使は専守防衛に限定

日本国憲法の理念に基づき、日本及び世界の平和を確保するために積極的な役割を果たします。自衛権は、これまでの個別的・集団的といった概念上の議論に拘泥せず、専守防衛の原則に基づき、わが国の平和と安全を直接的に脅かす急迫不正の侵害を受けた場合に限って、憲法第9条に則って行使することし、それ以外では武力を行使しません。

国連平和活動への積極参加

国連は二度にわたる大戦の反省に基づき創設された人類の大いなる財産であり、これを中心に世界の平和を築いていかなければなりません。

国連の平和活動は、国際社会における積極的な役割を求める憲法の理念に合致し、また主権国家の自衛権行使とは性格を異にしていることから、国連憲章第4 1条及び4 2条に拠るものも含めて、国連の要請に基づいて、わが国の主体的判断と民主的統制の下に、積極的に参加します。

内閣

消費者政策の充実

民主党は結党以来、「生活者」「納税者」「消費者」の立場を代表する党として、常に消費者の視点に立った政策実現をめざしてきました。近年、サービスの多様化・グローバル化が急速に進展するにしたがい、消費者関連紛争が急増していますが、消費者と事業者では情報力や交渉力において大きな格差があることは否定できません。2006年164通常国会では、消費者団体が個々の消費者の利益のために訴えを提起する「消費者団体訴訟制度」を創設するため、消費者契約法の改正が行われましたが、民主党の主張により、裁判管轄地を不法行為地に広げるなどの修正

が行われました。

また2006年165臨時国会では、消費生活用製品にかかる重大事故につき事業者に報告義務を課す「消費生活用製品安全法」の改正が行われましたが、その内容は必ずしも十分なものとはいえませんでした。これに対して民主党は、自動車や回転ドア、公園遊具など、一般消費者に危害を及ぼすおそののある製品・物品に対象範囲を拡大しているなど、より消費者の立場に立った「危険情報公表法案」を提出しており、引き続きその成立をめざします。

支払い能力を超えたクレジット契約や、消費者金融等からの借り入れなどにより、生活苦に陥る事例が多発しています。民主党は、悪質な訪問販売やクレジットの過剰と信問題に取り組みます。また消費者契約やカード利用等に関する知識も含め、消費者教育の充実に向けた政策をすすめます。

NPO活動の促進・支援税制

21世紀を柔軟で自己改革可能な活力溢れる社会にするため、N P Oをはじめ非営利セクターの育成は緊急かつ重要な課題です。民主党は、公益法人制度の見直しともあわせて、これら特定非営利活動法人の活動が社会にしっかりと根付くための努力を続けます。また、現行の特定非営利活動法人に対する支援税制については、認定要件が厳しいために、これを利用することができる「認定特活法人」は特定非営利活動法人全体(約31,000)の中でわずか63法人にすぎません(2007年5月末日現在)。民主党は、その認定要件を大幅に緩和します。また、寄付金控除制度を大幅に拡充します。

食の安全・安心の確保

(* P .39参照)

障がい者差別禁止

民主党は、すべての障がい者に対する「完全参加と平等」の保障を目的として、2002年12月に「新たな障がい者基本計画と障がい者プランの提言」を発表しました。また2004年159通常国会では、障がいを理由とする差別の禁止を基本理念に明記する「改正障害者基本法」を成立させました。しかし同改正法では残念ながら罰則規定を設けるには至らなかったため、せっかくの差別禁止規定も実効性・拘束力の面では甚だ脆弱です。

すでに世界では、障がいのある人に対する差別を禁止する法律を持つ国が40ヵ国以上にのぼっていることを考えると、わが国の取り組みは遅れています。民主党は、2006年12月に国連で採択された障がい者権利条約の批准に伴う国内関連法の整備とと

もに、わが国における差別禁止法の制定に取り組みます。

自殺予防対策

自殺者が9年連続で3万人を上回り、自殺問題への総合的な対策が喫緊の課題です。民主党は、自殺はその多くが社会的問題であり、防ぐことができるという観点から、自殺へ至る要因分析や調査、対処方策、情報提供、自殺者の家族・自殺未遂者への支援等を法制化することを主張してきました。2006年164通常国会でそれらの内容を盛り込んだ「自殺対策基本法」が成立し、内閣府に「自殺対策推進室」が、また、国立精神神経センターに「自殺予防総合対策センター」が設置されました。今後も民主党は、国と地方自治体が一体となって自殺予防対策を推進するよう、取り組んでいきます。

戦後処理問題

今日の日本の平和と繁栄の背後には、先の大戦において内外に多くの犠牲が存在したことを忘れてはなりません。わが国と近隣諸国の建設的な関係を構築するためにも、歴史的事実の真相究明は必要です。その観点から国会図書館に恒久平和調査局を設置する「国立国会図書館法改正案」の成立をめざします。また民主党は、アジア等の女性に対する旧日本軍による「慰安婦」問題の解決を図るための「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」、シベリア抑留者への未払い賃金問題解決のための「戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案」と「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案」を国会に提出しました。またその他にも、中国残留邦人に対する賠償問題など、戦後処理問題は幅広く存在しており、今後も積極的に取り組みます。

靖国問題・国立追悼施設の建立

靖国神社は、戦前は国家神道の一つの象徴的な存在として位置づけられ、国家が戦争を遂行するにあたり、戦地に赴く国民の精神的支柱としての役割を担ったことは、歴史上の明白な事実です。内外に多くの犠牲をもたらした先の大戦を国策として立案・指導した人たちの責任は非常に大きいことから、こうしたA級戦犯が合祀されている靖国神社に、総理が参拝することは好ましいことではありません。また、国民が自由意思により靖国神社を参拝することは何ら問題ありませんが、国家の機関である総理や閣僚が公式参拝することや、一宗教施設である靖国神社をわが国における戦没者追悼施設の中心施設として位置づけるのは、憲法で規定している「信教

の自由」や「政教分離」に抵触する可能性があります。民主党は、何人もがわだかまりなく戦没者を追悼し、非戦・平和を誓うことができるよう、特定の宗教性をもたない新たな国立追悼施設の設置に向けて取り組みをすすめます。

危機管理体制の整備

わが国への侵略、大規模テロ、大規模自然災害などの非常事態に対応するため、情報収集・分析体制を内閣官房に一元化するとともに、危機管理に関する権限を持つ「危機管理庁(日本版 F E M A)」を創設します。とりわけ国内におけるテロの発生にそなえ、原子力施設へのテロ対策、ハイジャック対策、核・生物・化学兵器テロ対策、在外邦人や在日外国人の安全対策、テロ資金対策、サイバーテロ対策など、広範囲にわたる対策の整備を行います。

警察改革

捜査用報償費等を裏金化していたとされる警察不正経理問題や、情報の漏洩、警察官による犯罪等、さまざまな不祥事が続発し、警察行政への信頼は低下しています。これら警察不祥事に関して、公安委員会の存在感は極めて薄く、その役割が改めて問われています。民主党は、警察を監督する公安委員会の体制を強化するとともに、その事務を警察自身が行っているという矛盾を解消するため、国家公安委員会・都道府県公安委員会に独立した事務局を設置します。また都道府県知事や都道府県議会による監督の強化や、苦情処理制度の大幅に拡充により、市民の声を反映した警察行政を実現します。

治安対策

落ち込んだ検挙率を回復させることを目標とし、地方警察官等を増員して「地域・刑事・生活安全」にかかる警察機能を拡充します。また、地域社会の防犯機能を生かすための支援を行います。「治安・防犯」の確保のためには、新たな捜査手法の確立など警察の捜査能力向上が必要ですが、その一方で警察権限の無節操な拡大は、捜査権の乱用やプライバシー侵害などの弊害が懸念されます。このことにより市民の警察捜査に対する不信や非協力など、結果として治安の向上に悪影響を生じかねません。新たな捜査手法の導入にあたっては、人権に配慮し、市民社会の本旨に反することがないよう運用のルールをしっかりと定めます。また防犯カメラ・Nシステム(自動車ナンバー自動読取装置)・DNA鑑定捜査等については、個人情報保護の観点から、設置・運用についての法律の制定を含めた検討をすすめます。

総合的な銃器犯罪対策の推進

昨今、愛知県の拳銃発砲立てこもり事件や長崎市長射殺事件など、銃器を使用した凶悪事件が相次いでいます。平穏な生活の脅威となる銃器犯罪や銃の不法所持を取り締まるため、暴力団関係者等に対する徹底した摘発・検挙、密輸入阻止のための水際対策などの総合的な銃器犯罪対策を強力にすすめます。なお2007年5月には、散弾銃による隣人殺人事件について、栃木県警による銃所持許可は違法であったとの地裁判決がありました。民主党は、これら猟銃、競技用銃等の所持許可手続きのあり方について見直します。

災害対策

災害発生後の救急活動や情報伝達、交通規制や応急復旧などを円滑にすすめるため、国・地方公共団体・警察・消防・自衛隊・民間企業・ボランティア・NPO等の役割分担、協力体制の整備をすすめ、情報伝達システムを確立するなど、民間の諸活動を強力に支援します。あわせて大規模災害時の首都機能のバックアップ体制の強化も検討します。また大規模災害に迅速に対応するため、内閣総理大臣の権限を強化した「危機管理庁(日本版 F E M A)」を創設します。

災害による心身のダメージを被災者が一刻も早く克服するには生活基盤の回復が必要です。「被災者生活再建支援法」について、住宅本体への支援金支給、支給限度額の引き上げ、支給要件の緩和などの改正を行います。

全国各地で大規模地震の危険性が指摘されています。特に都市部には、密集市街地が多く、倒壊や火災による被害は甚大なものになると予測されています。このような被害を減らすため、既存不適格住宅の耐震改修をすすめます。

沖縄政策

沖縄は先の大戦で、国内で唯一、地上戦が行われ、数多くの犠牲者を出す悲劇に見舞われました。さらに、敗戦後も米軍による占領を経験しました。復帰後の経済発展も期待どおりにすすんでいません。この状況を重く受け止め、民主党は1999年7月に「民主党沖縄政策」、2002年8月には、「民主党沖縄ビジョン」を策定し、2005年には、諸情勢の変化等を勘案し、「民主党沖縄ビジョン」を改訂しました。「民主党沖縄ビジョン」では、従来型の補助金や優遇措置に依存する活性化ではなく、沖縄本来の魅力や特性を最大限活用することを基本的な方向性として、地域主権のパイロットケースとしての「一国二制度」の推進、経済振興・雇用創出、自然環境政策、教育政策等、

沖縄の真の自立と発展への道程を示しています。

また沖縄には依然として在日駐留米軍専用施設の多くが集中するなど、県民は過重な負担を強いられています。これら負担軽減をめざすとともに、基地縮小に際して生ずる雇用問題には、セーフティネットの確保も含め、十分な対策を講じます。また、当事者としての立場を明確にするためにも在沖米軍の課題を話しあうテーブルに、沖縄県なども加わることができるよう働きかけます。

北方領土問題

わが国の固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島のいわゆる北方四島の返還が今日なお実現を見るに至っていないことは痛恨の極みです。民主党はこれら四島の一括返還をめざし、野党の立場から積極的に取り組んできました。今後とも、経済・文化交流等を通じたロシア国民との信頼醸成など、返還にむけた環境整備をすすめていく一方、元居住者に対する支援や、国民世論の喚起など、積極的な取り組みを行います。

財務金融

財政構造改革の推進

わが国は、「中央政府」「地方政府」「社会保障基金」の三つの政府の役割の分担がはっきりせず、お金の流れが複雑で、責任の所在も曖昧になっています。民主党は、この役割分担と責任を明確化します。同時に大胆な地方分権や公会計制度の見直し、政策評価・行政監視の強化を行うことで、二重行政やムダづかいを排するなど、財政を効率的に機能させ、抜本的に健全化します。あわせて、談合・天下りの根絶、契約の適正化、国家公務員総人件費削減、特殊法人・独立行政法人等の改革などを進めます。これにより、2011年度には国・地方の基礎的財政収支の黒字化を図ります。その後、債務残高GDP比を着実に引き下げます。

予算編成のあり方の見直し

現在の予算編成は、縦割り構造にある省庁が、「対前年度比」という時代に合わない考え方でつくった予算を持ち寄ったものにすぎません。民主党政権では、国民を代表する政治家が自ら予算を編成します。官邸に各省の大臣など政府の関係者を集め、予算編成の基本方針を決定し、基本方針を受けて、省庁ごとに政治家がグループをつくってその省庁の予算を編成します。このようなシステムに転換してこそ、

ムダな公共事業の削減や省庁の縦割りをなくし、民意を反映し、かつ未来を見据えた予算が実現できると考えます。

特別会計改革

特別会計制度は、国の財政状況をわかりにくくし、また各省庁の隠れた財布となって、巨額のムダづかいの温床となっています。このムダづかいを止めるために、特別会計をゼロベースで見直し、最終的には、「財政再建特別会計」と「交付税特別会計」の二つのみとします。

財政構造改革推進のための体制整備

国民の財産である年金保険料をムダづかいしてきた社会保険庁は廃止・解体し、業務を国税庁に統合した歳入庁を設置します。

資金調達コストの最小化、安定的な国債発行を行うため、債務管理庁の設置を検討します。

金融商品取引監視委員会の創設

わが国経済の活性化を図るため、貯蓄から投資への流れを加速させることが重要です。そのためには、信頼される健全な市場を構築しなければなりません。民主党は、証券取引等監視委員会を改編し、独立性が確保され、強力な権限を有し、幅広く金融商品取引を監視する金融商品取引監視委員会(日本版 F S A)を創設するとともに、人材育成に努めます。

公開会社法の制定

市場が求める情報開示、会計監査を確実に実行できるガバナンスを担保するため、公開企業のみにも適用される特別法としての公開会社法の制定を検討します。

包括的な金融サービス・市場法の制定

様々な金融商品が開発・販売されるようになりましたが、金融商品に関するトラブルは後を絶ちません。民主党は、銀行商品・保険商品・先物商品を含めたすべての金融商品に対する包括的・横断的な投資家保護法制の整備を図ります。

中小企業向け金融検査マニュアルの策定

中小企業金融は、大企業向けの貸付と明確に区別して取り扱います。担保に偏らずキャッシュフローに重点を置いた中小企業向け金融検査マニュアルを大企業向けとは別につくり、貸し渋り、貸しはがしを解消させます。

地域金融円滑化法の制定

地域への寄与度や中小企業に対する融資条件などの情報公開を通じて金融機関同士の競争を促すため、「地域金融円滑化法」を制定します。

NPOバンク、小規模な共済の負担軽減

市民から資金を集め、福祉や環境などの地域活動に融資するNPOバンクのような小規模・非営利法人については、貸金業法の資産要件を適用除外にします。

営利を目的とせず、保険会社では提供しにくい特定のリスクに対応した保険や低廉なリスク移転の手段などを提供し、一定の社会的意義を有する小規模かつ短期の自主共済については、保険業法の適用除外とします。

税制

税・保険料共通の番号制度の導入

所得捕捉を公平に行い、かつ的確な給付を担保するために、税及び社会保険料に共通の番号制度を導入します。

所得税改革の推進

株式譲渡益など資産性所得に対する課税水準の適正化を図りつつ、株式の長期保有に対する一定の配慮によって「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、健全な市場の発展に努めます。また、格差是正のために、所得控除を整理し、給付・税額控除を組み合わせた制度を導入します。消費税の逆進性対策についても、「戻し税」という形であわせて行います。なお、扶養控除や配偶者控除、配偶者特別控除については、見直しによって生まれる財源を子育て支援策などの社会保障財源とします。

納税者権利憲章

税務行政の公正の確保と透明性の向上を図るために、納税者権利憲章を定めます。

消費税改革の推進

消費税は福祉目的以外には使わない原則を定め、それにより、公正で安定した社会保障制度と国民に対し税負担とその用途を明確に示す仕組みを確立します。消費税は、現行の税率5%を維持し、税込全額を年金財源(基礎部分)に充当します。

インボイス制度(仕入税額控除の際に税額を明示した請求書等の保存を求める制度)を導入すること

により、消費者の負担した消費税が適正に国庫に納税されるようにします。

法人税率の維持

これまで定率減税の廃止など約9兆円を超える個人負担増が行われる一方で法人税については減税が行われてきました。そのような経過を踏まえ、現行の法人税率は当面維持します。ただし、「頭脳立国」の実現や産業競争力の向上に向け、研究開発及び環境対策に対する減税は拡大します。

中小企業支援税制の検討

中小企業はわが国経済の基盤であり、雇用とビジネスチャンスを育てる源泉です。よって、中小企業の活力を高め、企業の促進を図る税制を構築します。また、後継者不足対策・円滑な事業承継などの課題にも取り組みます。実質一人会社オーナー課税は廃止します。

NPO支援税制等の拡充

国民それぞれが公益実現に直接貢献しやすい社会を創造するために、認定特定非営利活動法人の要件緩和、認定手続等の簡素化など、支援税制を大胆に拡充するとともに、寄付金税制についても拡充を行います。

相続税・贈与税改革の推進

相続税・贈与税は、富の偏在・固定化を回避するために累進構造を維持します。相続税については、配偶者への相続税率引き下げ、実際に被相続者の介護に携わった者に配慮した制度への改革、さらには公的年金の給付財源を念頭に「遺産税」への衣替えを含めて、検討します。また、市民自らが公益を担う社会の創造に向けたNPO等公益団体への遺贈に対する相続税の軽減措置や地域の良好な生活環境維持に資する里山・雑木林等の緑の相続に対する軽減措置を検討します。

国際連帯税の検討

国境を越える特定の経済活動に課税し、集まった収入を貧困撲滅・途上国支援などを行う国際機関の財源とする「国際連帯税」について検討を進めます。

「グッド減税パッド増税」

環境や健康に良いか悪いかといった視点から、税込中立を基本としつつ、良いものには減税し、悪いものには増税するという新たな課税理念を検討します。

特に、環境保全活動に対しては、税制優遇措置を

導入し、環境汚染活動に対しては重課する「環境保護税制」の導入について検討します。

地球温暖化対策税、自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化

自動車にかかる税金は、道路建設を優先するために高く設定されてきましたが、道路政策を見直すことにより、道路特定財源を一般財源化するとともに、税金を大幅に引き下げます。道路特定財源制度の廃止法案と、自動車重量税半減・自動車取得税廃止の税制改革法案を国会に提出します。同時に、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぎ、また京都議定書の議長国としての国際的責任を果たすため、わが国の産業競争力維持に配慮した措置を講じつつ、実効性のある温暖化対策としてCO₂(二酸化炭素)の発生源に、環境負荷の程度に応じて炭素含有量1トンあたり3,000円程度の税金をかける「地球温暖化対策税」を創設します。

厚生

国の責任で社会保障制度を安定維持

現在の社会保障制度は権限と責任の所在が曖昧です。政府が「三位一体」の改革と称して再三、生活保護財源の国庫負担割合引下げを画策したように、国が権限を握り続けたまま、社会保障財源の負担を自治体に押しつけている現状において、社会保障制度そのものが空洞化する危機が生じています。

民主党は、年金や生活保護、障がい者の所得保障、その他低所得者対策などの所得保障について国の責任を明確に位置付け、すべての国民が迎える高齢期や、困窮した場合のセーフティネットを堅固なものにします。このように現金給付を強化したうえで、現物給付である医療は健康生活圏(1単位=100~120万人、ただし都道府県域を超えない)において、また、介護・福祉などは市町村において、より身近な地域で機能を完結できるようにします。医療・介護の保険料やそれぞれのサービス利用時の自己負担分などについて、国民で分かちあう総合的な社会保障制度を確立します。

年金制度改革

危機的状況にある国民皆年金制度を立て直し、将来にわたって堅持するため、以下の原則に基づいて、年金制度の抜本的な改革を断行します。

- ・全ての年金を例外なく一元化する。
- ・基礎(最低保障)部分の財源はすべて税とし、高額

所得者に対する給付の一部ないし全部を制限する。

- ・所得比例部分の負担と給付は、現行水準を維持する。

- ・消費税は全額年金財源(基礎部分)に充当する。また、年金受給者については、税・保険料合計の負担水準が過重なものとならないよう、公的年金控除の見直し等を行います。

社会保険庁改革

国民の財産である年金保険料をムダづかいしてきた社会保険庁は廃止・解体し、業務を国税庁と統合し、歳入庁を設置します。国税庁のもつ所得情報やノウハウを活用して保険料の未納をなくすとともに、類似の業務を整理して徴収コストを削減します。また税や保険料の納付・相談が一ヶ所で行えるため、利便性が向上します。

さらに、保険料の納付記録の消失や支給漏れについて徹底的に調査し、被害者を補償します。

「無年金障がい者」救済の拡充と

「無年金高齢者」救済の創設

「特定障害者特別障害給付金支給法」が2004年に成立し、国民年金が任意加入であった時期に障がいを負った元学生、主婦を対象に救済措置がとられることになりました。しかし、「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス利用時に自己負担を求められるようになっており、無年金になっている在日外国人や在外邦人、そして未納や未加入を理由とした無年金障がい者の問題の解決は放置されています。民主党は、「特定障害者特別障害給付金支給法改正案」を提出しており、無年金となった理由ではなく、現に障がいを負っているという事実を受け止め、無年金障がい者全員に基礎的な所得保障を行います。

また、国籍要件などにより年金制度から排除されて、無年金、低年金となった高齢者(在日外国人、在外邦人)がいます。国民年金法創設時点で高齢であった人や、加入期間が極めて短い人に対して行われた老齢福祉年金等に準じた給付を行うよう、法整備を行います。

医師不足解消に向けた医学部定員確保

日本の医師数は人口10万人あたり200名です。OECD加盟国平均の290名とするためには、日本全体で10万人が足りません。将来にわたって、他の先進国並みの医師を確保するため質の高い医師、医療従事者を育成します。

医療費抑制と称して10%削減された医学部定員を元に戻し、地域枠、学士枠、編入枠とします。各診療科の必要医師数を明示し、医療圏ごとの数値目標

を提示します。大学歯学部学生の医学部への編入を可能にします。

地域医療においては、特に応用能力が高く、経験を積んだ医師が求められています。一人勤務では、いつ呼び出しがあるかわからない、休日がない、勤務時間が決まっていない、自分がやめてしまったら地域に医師がいなくなってしまうというプレッシャーがかかります。複数医勤務を原則とし、研修制度や相談体制を充実させ、医師の勤務を積極的かつ長期的に支援します。

医師不足解消に向けた勤務条件の改善

医師と看護師、助産師、薬剤師等のコメディカルスタッフとの連携を強化し、チーム医療を定着させます。産科や小児科をはじめ、急な事態に最良の処置を受けられるよう救急医療制度を改革します。

20代の医師は毎年男性が100人減り、女性は350人増えています。小児科・産科の女性医師の半数が妊娠・出産・育児を機に病院勤務をやめざるを得ない状況におかれています。看護師は1病床あたり欧米の3分の1から5分の1の人数しかいません。しかも過酷な労働条件のため、新規就職者の1割近くが1年でやめてしまいます。女性医師や看護師が働き続けられる支援策が最優先です。院内保育所の整備や復職のための研修の支援等を進め、女性医師や看護師が仕事を続けやすく、復職しやすくします。

また、医師が当直の翌日も通常の勤務をするといった勤務状態を改善し、医師が適切な休みを取得し、心身ともに健康に患者と向き合うことができるよう、労働基準法の遵守もできないような勤務医の過酷な労働条件を改めます。

医師不足解消に向けた小児科・産科医療

小児科では開業医が地域小児科センターで時間外外来を担当するといった協働作業による集約化をさらにすすめます。小児救急医療のシステム化、医療機関の連携体制の推進、保護者の不安を解消する救急相談体制の整備拡充、小児医療診療報酬引上げ、小児医療の自己負担軽減を行います。民主党は医療現場における小児科医不足と、国民の望む医療提供体制の差を埋めるため、2006年164通常会ちに「小児医療緊急推進法案」を提出し、小児医療の機能的な連携体制の推進と相談体制の整備を提案しました。

産科医療については、助産師などとの連携を強化し、安心して出産できる環境を整備します。また、勤務が過酷なだけでなく、訴訟リスクなども高いことから、無過失補償制度と医療事故の原因究明のための医療安全委員会を設立します。

医療の安心・納得・安全

医療技術の進歩により、その恩恵が享受できるようになった一方、患者の権利意識も格段に進み、医師が判断を下せばすべてが決まる時代ではなくなっています。医師による説明と患者の同意(インフォームドコンセント)という考え方は定着してきましたが、さらに説明に基づく自己決定(インフォームドディシジョン)ができなければ、医療に対する安心も納得も得られず、最善の医療であってもその価値が認められないままとなってしまう。

民主党は、医療情報の開示・評価と、医療機関や治療方法に関する患者の決定を促すことで医療の質を向上させる改革が必要と考えます。そのため、医療機関の情報開示、カルテ・レセプトなどすべての医療情報の患者本人等への開示や説明体制の拡充、診療費明細書の発行義務化、医療に関する相談支援センターの設置、医療事故調査制度や医療機関の評価制度の確立などを柱とした「医療の安心・納得・安全法案」を2006年164通常会ちに提出しました。従来の「患者の権利法案」に加え、医療提供側の義務、及び国民の医療に関する理解を深めるために国が担うべき責務について定めたものです。どこに住んでも標準治療として確立された最善の医療が提供される体制を整備するとともに、患者が安心と納得を得られる体制を確立します。

医療従事者の資質の向上

医療従事者全体のレベルアップをめざします。特定機能病院は先進・先駆的な医療の開発を担うとともに、専門医教育・研究者養成を行います。地域がん診療拠点病院は国立がんセンターと協力し、化学療法専門医・放射線治療専門医を養成します。臨床研修病院では初期・後期卒後研修を担い、優秀な臨床医を育成し、国は小児科医・産婦人科医・麻酔科医・化学療法専門医・放射線治療専門医等の数値目標を明示します。良質なチーム医療の提供を推進し、医薬品の安全管理体制を強化するなどの観点から、各学会等の認定資格制度等の活用を協議しつつ、認定看護師、認定薬剤師などのコメディカルスタッフの専門教育を助成します。

医療機関の機能分化と役割分担

日本では先進諸国に比べて医師数・看護師数が足りないことから、急性期病院や地方の病院は慢性的な人手不足です。医療従事者は疲弊し、患者にとっても危険な状態になっています。集約化の名の下に、二次医療圏(入院治療を必要とする重症救急患者に対応する地域)内で中核となる医療機関にすべての診療科を集中させることは、二次医療圏内の地域格

差を招くだけでなく、設備の面においても効率的ではありません。医療機関を専門別・機能別に区分して配置し、効率性を高め、地域完結型のネットワークを構築します。そのため、急性期病院、回復期病院、療養型施設、専門診療所、かかりつけ医に区分し、かかりつけ医は保健師・薬剤師・看護師と協力して予防・保健事業・相談支援も担うこととします。衛生指導や健康管理においては保健所・保健センターの活用を図ります。技術・労働時間・人員配置を適切に評価した診療報酬制度に改革するとともに、包括払い制では不採算とされる救急・小児医療には国が補助をします。二次医療圏の範囲を越えた地域医療支援病院は救命救急センターの機能を併置し、ヘリコプターによる患者搬送が可能な施設を必置します。

救急制度改革

医療機関の集約化が進む中で、救急隊の出動件数が急増し、救護・搬送の迅速化・効率化及び救急業務の高度化が強く求められています。民主党は、救急業務と救急医療の主体が異なり連携協力が十分でないという問題点を克服するため、救急業務を医学的管理の下に実施できる体制を整備する法案を2007年166通常会ちに提出しました。

まず、救急業務を市町村から原則的に都道府県に移管したうえで、救急本部を設置し、救急医療の専門的知識・経験がある医師を24時間体制で配置します。救急本部では、通報内容から緊急度・重症度を選別し、軽症の場合は医療機関の紹介等を行い、重症の場合は救急車や消防防災ヘリ、医療機関に配備されているドクターカー・ドクターヘリ等の中から最も適切な搬送手段を選び、出勤命令・要請を行います。また、救護・搬送している救急救命士等へ医学的な指示を行い、医療機関と連絡・調整して搬送先を決定します。

さらに、行政機関、医療関係者や有識者等により構成される救急協議会を設置し、救急業務全般に係わる検証を行い、医師や救急救命士等の教育・訓練に対し意見を述べる体制を整えます。

これらの体制の実効性を高めるため、ドクターカー(現在84台)をすべての救命救急センター(現在201)に配置し、消防防災ヘリ(現在70機)を高規格化してドクターヘリのように活用するとともにドクターヘリ(現在10機)を救急本部毎に1機以上配備することをめざします。

医療事故の原因究明及び再発防止

医療訴訟以外に医療紛争の処理方法がない現実においては、医療事故に直面した患者側及び医療側が同様に求める、「真相の究明」、「医療側の誠実な対

応」、「事故の再発防止」は永久に満たされません。それは訴訟による裁判手続が原告側と被告側の対立構造を前提にしているからです。対立構造の中では、医学的調査や科学的根拠に基づいた十分な議論に基づく「真相の究明」が優先されるとは限りません。また、情報が非公開であることから、再発防止に役立つ背景要因の分析や防止策の検討もなされていません。一方、犯罪捜査を目的とした警察の過度の介入も再発防止にはつながらません。このような現実を打開するため、民主党は以下の3点を提案し、有機的に機能するよう立法措置を講じます。

- ・医療事故が発生した場合、早期に、患者に十分な知識・情報を提供し、医療側との対話をサポートし、悲嘆にくれる家族に適切な心理的ケアを提供する役割を担う「医療メディエーター」を養成し、一定規模以上の医療機関に配置します。

- ・訴訟以外に、医療事故被害者のニーズに弾力的に応える「裁判外紛争処理機関」を設置します。全国の主要箇所 に 設立し、相談機能、合意型紛争解決手続、仲裁型紛争解決手続を複合的に備えます。

- ・国の機関として「医療安全委員会」を設置し、医療機関の管理下における事故の申立てを受け、独自の調査と医学的検査(解剖・各種検査とその保全を含む)により事故原因の究明を行い、再発防止策の提案を行います。

医療保険制度の再編成

社会保険は個別主体の行動によっては制御できない危険を集団で分散する仕組みです。ところが、市町村国保や政府管掌健康保険といった現行保険制度は保険者機能を発揮できておらず、財政圧迫の要因となっています。のみならず、市町村国保保険料の地域格差は5.4倍にもなっています。

また、現役世代の医療保険に対する最大の不満は高齢世代に対する拠出金(支援金)です。政府案のように前期高齢者(65歳から74歳)が従来の保険制度に加入を継続し、財政調整制度を導入したとしても、被用者保険からの負担は調整金の名目でさらに拡大します。後期高齢者(75歳以上)に対する支援金も前期高齢者と同様の割合であることから、全体の負担は大幅に増加します。

年齢リスク構造調整の究極の形は「医療保険の一元化」であり、保険者機能が発揮されるためには、医療提供体制を計画する範囲と保険がカバーする範囲が同一であること、すなわち「健康生活圏」にあることが望ましいと考えます。そのためには、雇用主、被雇用者(正規・非正規)、無職者、税、自己の負担バランスを是正する必要があります。保険料については非正規雇用者も収入に応じた保険料を賦課し、保

険制度維持のため雇用主にも負担のあり方を検討した上で一定の負担を求めるべきだと考えます。

高齢者医療

75歳以上を対象にした高齢者医療制度の創設は、平均寿命の男女差(男性78.6歳、女性85.6歳、その差7.0歳)、そして75歳以上の人口構成比(男1対女1.7)から見て合理的ではありません。一般的に高齢者は収入が減少する「経済弱者」であるとともに、罹患率の高い「健康弱者」ともいえます。現役並みの所得があるからといって、健康弱者であることに眼をつぶり、一律に現役並みの自己負担を求めるべきではありません。民主党は、70歳以上の自己負担を1割・現役並所得者は自己負担を2割とします。また、病院を居住施設とはとらえない考え方に立ち、真に医療を必要とする患者の食費・居住費には医療保険を適用します。所得格差が広がっている現在、保険料を賦課する報酬の上限を上げ、下限を下げ、医療給付費に占める公費の割合を高めます。

包括払い制度の推進

現在の医療提供体制は、受診した医療機関によって治療内容等が異なり、医療水準や安全性、効率性が担保されているとは言えません。公的健康保険制度に加入し、保険料や窓口負担は同様に求められながら、提供される医療の内容と質が異なる状態にあるのでは、国民皆保険は道半ばと言わざるを得ません。

民主党は、国内どこに住んでいても、医学的根拠に基づく医療(EBM)が受けられるよう、急性期病院においては、より一層の包括払い制度の導入を推進します。同時にクリティカルパス(*)を可能な限り導入し、療養病床においては食費・居住費を含めた包括払い制度を導入します。超急性期・回復期・維持期リハビリテーションについては、その重要性を考慮し、当面は出来高払い制度としますが、スタッフの充実度及び成果を検証し、将来的には包括払い制度に組み込みます。

定額払い方式は、一定額の中でいかに効率的に治療するかという医師の技術が評価される側面があり、医師の裁量も問われます。出来高払い方式において見られる過剰診療を抑制する機能があり、医療費の過剰化・肥大化を抑制することが可能です。過剰診療や重症患者の拒否など患者選別が生じないように留意しながら、定額支払い方式の導入をすすめます。

*クリティカルパス＝医療の内容を標準化し、質の高い医療を提供することを目的として、疾患ごとに入院から退院までの経過や検査

の予定などをスケジュール表のようにまとめたもの。

がん対策

がん患者団体の要請にいち早く応え、民主党は「がん対策基本法案」を2006年4月、164通常国会に提出しました。当初、与党は「特定の疾患に関する法律は必要ない」との姿勢でしたが、世論に押される形で、5月下旬に、ようやく同名の法案を提出しました。最終的には、民主党案と与党案を一体化した「がん対策基本法」が2006年6月に成立しました。がん患者や家族も加わった「がん対策推進協議会」が民主党の提案で設置され、国の「がん対策推進基本計画」が策定されました。今後、都道府県計画が策定されます。民主党はどこにいても最善のがん治療が受けられる体制、がん患者への最新のがん関連情報の提供や相談支援体制を充実させます。

後発医薬品(ジェネリック薬品)

医療を提供する側と受ける側とが医療の情報を共有しつつ、患者負担の軽減、医療連携を推進するという観点から、後発医薬品の普及、電子カルテ・指示の導入を推奨します。実際に調剤薬局、保険薬局で患者同意のもと後発医薬品が処方された場合も含め、医薬品の銘柄情報が医師や医療機関にフィードバックされ、その情報が長期間保有されるようにします。後発医薬品はその効果において先発品と同等であるという評価を得ていますが、厳密な意味での比較対照試験は不十分であり、公的機関による評価のための情報収集を推進します。なお、現行の処方箋は銘柄別(商品名)記載となっており、ここに「後発医薬品変更可」のチェック欄が設けられていますが、民主党の指摘により、近々、後発医薬品の処方前提として、「後発医薬品変更不可」のチェック項目が設けられ、後発医薬品の普及がすすみます。

アスベスト健康対策

アスベストによる健康被害を受けながら、労災補償から外れる人々を救済する石綿被害者救済法が施行されましたが、「隙間のない迅速な行政救済」と呼ぶにはほど遠く、被災者や家族に多大な医学的立証が求められるなど、早くも単なる見直しではなく、作り直しが必要という指摘が出されています。

民主党は2005年163特別国会に「石綿対策総合的推進法案」を国会に提出し、アスベスト対策の総合的な推進を訴えてきましたが、この情勢は救済制度ができた現在でも変わっていません。患者・家族をはじめ関係者の参加を確保したうえで、縦割り行政を排し、関係閣僚を統括した総合対策の推進体制が

必要です。まずは、石綿被害者救済法による救済のレベルを、労災保険給付と同レベルに引き上げます。そして、アスベスト関連疾患に関する情報開示、悪性中皮腫の全数調査を行い、中皮腫登録制度を発展させます。中皮腫・肺がん以外のアスベスト関連疾患については、石綿肺を救済制度の対象疾患に追加するなど、救済の対象を広げるとともに、質の高い診断と治療・研究を推進します。家族や周辺住民への影響については、自治体や一部の企業まかせにせず、研究事業の一環として無料健診を実施し、アスベストにばく露した住民等に対する健康管理体制を確立します。アスベスト等に起因する業務災害に関する労災保険給付については、時効期間が過ぎても請求できるようにします。健康管理手帳制度を改善し、当該企業による離退職者の健診だけでなく、当該企業が倒産等をしている場合は、国による健診などを実施するなど、健康管理体制を確立します。(*P.27 ノンアスベスト社会の実現参照)

肝炎総合対策

薬害に起因するものも含め、ウイルス性肝炎の患者数は350万人にのぼると推計されており、新たな国民病とも言っても過言ではありません。民主党は「B型C型肝炎総合対策推進本部」を発足させ、検査受診率の向上による感染者の早期発見、新薬保険適用の迅速化を含む治療体制の充実、医療費助成の拡大、予防体制の確立や日常生活における差別・偏見の一扫、さらには患者の生活の安定等を急務として対策を断行します。

感染症対策

国民の感染症に対する意識の低下が指摘される一方、知らぬ間に感染症に罹患している事例が増加しています。エイズの報告数が過去最高となり、ウイルス性肝炎も潜在的な患者数は350万人以上と推計されており、結核も患者の高齢化、都市部への集中、集団感染、重症発病の増加などが指摘されています。新型インフルエンザは、WHOから「出現は時間の問題である」と警告されており、民主党は罹患率、発症率、死亡率等を過小評価せず、採用された推計値に基づいた検疫体制、診断技術の向上、ワクチン開発等をすすめます。

難治性疾患対策

民主党は特定疾患治療研究事業(難病医療費の公費負担)の対象疾患を切り捨てずに、国の負担率を本則通り5割に戻します。特定疾患(難病)指定が要望されている稀少疾患については、難病対策委員会など、患者家族代表、専門家を交えた議論の場を適

宜設け、早期指定に向けた環境整備を着実にすすめます。同時に障がい者施策や薬害被害対策との調整をすすめ、セーフティネットとしての医療費公費負担制度の法制化を含め推進します。

被爆者援護

民主党は、現行の厚生労働省による「原爆症認定に関する審査の方針」を直ちに廃止したうえで、被爆実態に応じた新しい認定基準による制度を創設します。「被爆者はどこにいても被爆者である」との認識のもと、民主党は在外被爆者への被爆者援護法の完全適用を求め、これまで同法改正案を提出してきており、その成立をめざします。また、被爆二世が高齢化するにつれて、被爆による健康への影響が懸念されており、その実態把握に努めるとともに、実態に応じた対策を検討します。被爆者に対する、保健、医療及び福祉にわたる総合的な施策を実施します。

歯科医療改革

自分の歯が多ければ多いほど、また、適切な義歯が入っているほうが認知症になりにくく、医療費が削減できるという事実が明らかになってきました。さらに、児童虐待を受けている子どもには虫歯や未処置の歯が多いという報告もあります。歯科医療の重要性は明らかです。民主党は、職場の健康診断で歯科検診を義務付ける労働安全衛生法改正案を二度提出しました。生まれてから死ぬまで、一生を通じた系統的な歯科医療のガイドラインを盛り込んだ歯科保険法を策定し、歯から始まる健康社会をめざします。

介護サービス基盤の拡充

介護保険制度は国民の共同連帯の理念によって成り立つものであり、親族など特定の介護者に負担を強いるのではなく、介護を必要とする人に良質なサービスを提供できる体制を維持することが必要です。

2005年162通常国会で不適切・過剰な給付を行わないためと称して介護保険法が改正されましたが、特に介護予防において、従来受けることのできたサービスが受けられないという問題が起きています。民主党はより良い介護保険制度にするため、財政が厳しい状況でも、必要なサービスは引き続き受けられるよう、介護基盤整備を最優先します。ホームヘルプサービスや福祉用具の給付中止だけでなく、介護報酬が引き下げられ、事業者の運営に影響が生じた結果、介護従事者の労働条件が悪化しています。また療養病床の再編により、胃ろうや吸痰行

為は医療区分1に位置づけられ、医療ニーズの高い患者が早期退院を迫られる事態が生じています。民主党は介護報酬を適切に見直し、療養病床から無理やり退院を迫られることがないよう、退院の受け皿となる介護施設の整備を早急に実施します。またグループホームの増設なども行います。

良質な介護を可能とするマンパワーの充実

近年の介護施設入所者の重度化、高齢化、認知症高齢者やターミナルケアを必要とする高齢者の増加などに伴い、介護施設の仕事量はますます増えています。必要とされるマンパワーや介護量を早急に調査し、現場の実態に応じた人員配置基準を見直します。また、良質なケアを実現するために専門職を厚く配置する事業者などを支援します。在宅介護推進のため、ホームヘルパーやケアマネージャーの増員や専門性を高める施策を講じます。

介護施設や訪問介護の現場は深刻な人手不足に悩んでおり、離職率も一般の職種に比べて高くなっています。人材不足を解決し、魅力ある労働環境でプロとして働き続けてもらうため、また、介護が必要な人が安心してサービスを受けられるようにするため、介護労働者の賃金や労働条件を改善することが不可欠であり、そうした事業運営が可能な介護報酬を設定します。

介護現場での虐待問題については、「高齢者虐待防止・介護者支援法」が2005年162通常国会において民主党主導のもと成立しましたが、今後もその施行状況を検証し、必要に応じて見直します。

障がい者福祉政策の改革

「障害者自立支援法」が2006年4月から施行され、サービス利用時の定率負担や食住費の自己負担が導入されましたが、急激に増加した負担に耐えられず、障がい者がサービス利用を中止したり、抑制する事態が生じています。施設を退所し一切のサービスも利用できずに自宅で過ごすような状況は、障がい者の自立した生活を失わせていると言わざるを得ません。現行法のもとで介護保険の年齢拡大に道筋をつけるには無理があります。

民主党は現状を、「措置」から「支援費制度」へと転換したことによって障がい者ニーズが顕在化する途上ととらえており、これまで政府が把握してこなかったニーズを見極めなければなりません。当面の間は現行法に基づく介護給付・訓練等給付に対する定率負担を凍結し、支援費制度と同様の応能負担とします。

また、精神障がい者に関しては、保健医療・福祉全体のレベルアップをめざして、「病院から地域へ」と

いう流れを確実なものとし、とりわけ72,000人の社会的入院患者の社会復帰に向けて、関連サービスの整備を含む諸施策の拡充に取り組みます。

さらに、障がい者福祉予算を拡充し、身体・知的・精神と障がい種別ごとに分かれ、その他の障がいや難病等に対応できていない現在の障がい者政策・法制度を抜本的に見直し、包括的な「障がい者福祉法」を制定します。

生活保護制度改革

生活保護制度は、わが国のすべての社会保障制度における最後のセーフティネットであり、国は憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を確保する責任があります。財政支出削減の一環として、まず給付抑制ありきで生活保護制度の見直しを行えば、制度の本質が損なわれてしまいます。民主党は生活保護制度の見直しにあたって、他の手当との整合性・公平性の確保、自立・就労支援の拡充、無年金者の発生を防止するための公的年金制度の改革などと合わせ、セーフティネットとしての機能を確保します。

中国残留邦人支援

旧満州(現中国東北部)で終戦を迎え、親と死別・離別した日本人孤児が、「国は早期帰国や自立支援の義務を果たさなかった」として、国家賠償を求めています。永住帰国者は中国人の妻として現地に残った「残留婦人」も含め約6,300人に上り、高齢化した孤児の9割にあたる約2,200人が集団訴訟に参加し、半数以上が生活保護を受けています。政府の無策、違法な行政行為の積み重ねがこうした事態を招いたことは明らかです。民主党は現行支援策の形ばかりの拡充ではなく、生活保護制度とは別に給付金制度の創設も含め、日本に帰ってきてよかったと思っただけの支援策に取り組みます。

ホームレス自立支援

民主党の法案提出が契機となって、2002年7月に「ホームレスの自立支援特措法」が成立しました。生活保護制度に依存することなく、公営住宅等の活用による住居の確保、NPO等による就労機会の提供拡大、健康の保持等によって、ホームレスが自立できる環境整備に引き続き努めていきます。

麻薬・薬物対策

覚せい剤、大麻のみならず、MDMAなど錠剤型合成麻薬や、いわゆる脱法ドラッグの乱用が、青少年を中心に広がっています。民主党は、薬物乱用の低年齢化を防ぐため、薬物依存からの回復者の体験

談等を通じて、薬物依存のおそろしさが実感できる中高生への教育・啓発活動を実施します。また、薬物依存・中毒者への治療と自立支援、家族への相談支援を整備します。省庁横断的な薬物取締体制を強化し、薬物の供給源の根絶に取り組みます。

月額2万6000円の「子ども手当」創設(*P.36参照)

出産時助成金

(*P.36参照)

はたらき方

雇用基本法の制定

終身雇用、年功序列、内部労働市場での雇用調整、企業による職業訓練といった日本型雇用モデルが崩れ、長引いた不景気を背景に企業が労働コストを削減する中で、パートやアルバイト、派遣、有期雇用といった非正規雇用の割合が増えました。誰もがいつ何時リストラされるかもしれない、労働条件が切り下げられるかもしれないといった不安を抱え、結婚し、家庭をもち、定年まで勤めあげるといった将来への展望をもちたくても、もてない人が増えています。そこで民主党は、長期安定雇用を基本とし、すべての労働者が、生涯にわたって、生きがいを持って働き、豊かで安心して暮らすことのできる社会をめざすため、日本の雇用政策に関する基本方針と基本的施策を定める「雇用基本法案」を2007年166通常国会に提出しました。若年者への就業支援、女性への就業支援、高齢者等への就業支援、障がい者への就労支援、生活保護受給者等への就業支援、地域雇用開発の促進、職業能力開発の促進、外国人の労働に関する環境の整備、公正な働き方の確保、安全と健康の確保、ワークライフバランスの確保、求人の開拓や雇用情報の収集・提供等を含めた雇用機会の確保について必要な施策を講じ、しっかりと、まじめに働けば、誰もが普通の生活が送れるよう、新たな「はたらき方」のモデルを提示します。

若年層から中高年層まで職業能力開発支援

時代にあった職業能力の自己啓発に関心が高まっています。人材は社会の基盤です。民主党はすでに長期失業者・自営業廃業者向けの能力開発支援制度の創設を提起していますが、より高度で実践的な職業能力を有する人材育成のための職業訓練校の展開、各地域の実情に即した官民職業紹介機関、

能力開発機関、地方自治体の連携(求人・求職情報の相互提供などを含む)、地域労使参画の評価制度の確立などによって、若年層から中高年層まで、すべての世代に対応する職業能力開発制度の抜本強化をすすめます。また、企業内、業界内での職務内容や能力評価基準等(日本版NVQ*)の明確化、社会人の利用拡大に向けた奨学金制度の整備、キャリアカウンセラーの育成を支援します。一定期間勤務すれば、休業が認められるキャリアブレイク制度の普及も支援します。こうした施策により、企業が求める人材と求職者のミスマッチの解消をすすめます。

*NVQ=英国で普及している官民共同の能力評価基準制度。

若者の雇用就労支援

バブル崩壊後の不景気に伴い、若い世代が学校を出ても、就職先がない、正社員の職に就けない厳しい雇用状況が続きました。そうした「就職氷河期」に社会に出た30代までの若者にとって、景気が回復しつつある現在も正規雇用への転換は狭き門で、職業能力開発の機会も乏しく、正規雇用との格差が広がっています。雇用が不安定であれば、将来展望もままならず、結婚したくてもできない、子どもを持ちたくても持てないという状況に陥ります。また、様々な理由から、就労するのではなく、就学するのではなく、社会から隔絶してしまう引きこもりも問題になっています。民主党は2007年166通常国会に「若年者職業安定特別措置法案」を提出し、自立を希望する若者が安定した職業に就けるよう、集中的に支援するため、・「若年者等職業カウンセラー」による職安での就労支援、・「個別就業支援計画」の作成などによる職業指導、・民間企業等での職業訓練等を用意し、必要に応じて就労支援手当(一日1,000円、月30,000円相当)の支給を実施します。職安には若者が集まることのできる場所を提供し、ピアカウンセリング(*)等も行います。また、全国の中学2年生を対象に、5日以上の職業体験学習を実施します。

*ピアカウンセリング=「ピア」とは「同等の者、仲間」の意味。同様の悩みを抱えたり、悩んだ体験がある仲間同士によるカウンセリングのこと。

就業形態の多様化と均等待遇

人件費削減という経営側の要請、仕事と家庭の両立など多様な働き方を求める労働者側の要請を背景に、パート労働者はいまや1,200万人を超え、基幹的・恒常的な労働力としての役割を担っています。しかし、その処遇については、労働時間や仕事の内容が正社員とほとんど同じであっても、雇用形態の

違いを理由に、その働きに見合ったものになっていないという指摘がされてきました。民主党は長時間労働者であることを理由に、賃金その他の労働条件について、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならないなど、パート労働者と正社員との均等待遇を柱とする「パート労働者の均等待遇推進法」を制定します(2007年166通常国会に三回目の提出)。派遣労働や請負を含め、働き方によって賃金その他の労働条件が著しく不利にならない合理的な原則づくりに取り組みます。

最低賃金の大幅引上げ

現行の最低賃金は年に1円から5円しか上がっておらず、地域によっては生活保護水準を下回るなど、ワーキングプアを生み出す要因のひとつとなっています。民主党は、まじめに働いた人が生計を立てられるよう、最低賃金の大幅引上げをめざし、「最低賃金法改正案」を2007年166通常国会に提出しました。・最低賃金の原則を「労働者とその家族を支える生計費」とし、・すべての労働者に適用される「全国最低賃金」を設定(時給約800円を想定)、・全国最低賃金を超える額で各地域の「地域最低賃金」を設定、・中小企業における円滑な実施を図るための財政上・金融上の措置を実施することなどで、3年程度かけて段階的に地域最低賃金を引き上げ、全国平均を時給1,000円にすることをめざします。

労働契約法の制定

雇用・就業形態が多様化・複雑化し、パート・フリーターなど非正規雇用で働く人が増えています。また、成果賃金制度の導入などに伴い、賃金その他の労働条件が労働者と企業の個別労働契約に委ねられることも多くなり、個別の労働条件の不利益変更などによる個別労使紛争も増加しています。こうした労働契約上の問題については、労働条件の最低基準を示す労働基準法だけでは十分対応できないとの指摘がされており、雇用契約上の権利義務や労働条件の明確化、労働条件の変更、労働契約の終了等に関する基本ルールの整備が必要です。民主党は労働契約における公正かつ透明な民事上のルールを明確にするため、「労働契約法案」を2007年に策定しました。今後も個別の労使紛争に対する適正、簡便、迅速な紛争解決システムの整備推進を図ります。

雇用保険制度をはじめとする

セーフティネットの整備

日本には、雇用保険と生活保護との間に中間的な制度がないことから、雇用保険制度が働く人にとっ

て重要なセーフティネットとなっています。民主党は、雇用のセーフティネットにふさわしい安定した財政運営を確保するとともに、雇用政策における国の責任を明確にします。失業等給付は本当に困っている人への給付を中心とし、求職中の職業訓練との連携強化や短時間就業者への適用拡大など、抜本的改革をすすめます。また、失業者の中には、健康保険料が高い、払えないという理由から無保険化する人も少なくないことから、非自発的失業者について、失業後1年に限り、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できる措置を設けます。さらに能力開発支援プログラムへの参加を要件とする長期失業者等への支援制度を創設するなど、雇用保険と生活保護との間をつなぐセーフティネットを整備します。こうしてすべての人が雇用保険や社会保険、生活保護などのセーフティネットに支えられ、排除されることのない社会的仕組みを再構築します。

仕事と家庭の両立支援

子育ては育児休業期間で終わるわけではありません。職場復帰後の多様な子育て支援メニューの整備が課題となっています。民主党は先に「仕事と家庭の両立支援法案」を提出、子どもの看護休暇義務化への道筋をつけましたが、2003年156通常国会では労働基準法改正を受け、適用除外とされていた有期雇用労働者も育児休業等を取得できる内容を盛り込んだ法案を提出し、2004年159通常国会にも政府案への対案として再提出しました。今後も長時間労働の解消、年休の完全消化など働き方を変えるとともに、子どもの看護休暇の普及、父親の育児休業取得の促進、勤務時間の短縮制度の請求権化、有期雇用労働者の育児・介護休業取得の保障などを推進します。

募集・採用における年齢差別禁止

バブル崩壊後に長引いた不景気の時代の「就職氷河期」に学校を出ても就職できず、正社員を希望してもパートやアルバイトの仕事にしかつかなかった世代の雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。また、出産・育児や復学などのために一旦離職し、再び就職しようとする人にとって、募集・採用における年齢要件は就労への妨げとなります。さらに、働く意欲のある高齢者の働く場を増やすことも重要です。そこで民主党は、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を確保するため、「募集・採用における年齢差別禁止法」を制定します(2007年166通常国会に三回目の提出)。今後も働く意欲のある人がその能力を発揮できる社会を追求します。

長時間労働の是正

働く人の自由時間の確保、すなわち労働時間の規制を適切に実施しなければ、ワークライフバランスは実現しません。民主党は仕事と生活の調和により、家族・友人などとの絆を深める、地域・社会活動に参加する、自己啓発により職業能力を向上させる、勤労意欲を回復させるなど、多様な価値観に基づき、より自由でゆとりのある社会をめざします。また、労働時間と労働者の健康は密接に結びついており、長時間労働によるメンタルヘルスの悪化、過労死・過労自殺などを防ぐため、健康・安全配慮義務、健康確保のための労働時間管理を徹底することが重要です。民主党は、時間外労働の賃金割増率を25%から50%に引き上げます。また、実効性のある健康確保措置を設けないうまま、自律的労働制度(いわゆる日本版ホワイトカラー・エグゼンプション)を導入することは認めません。取得率が約5割と極めて低い状況にある年次有給休暇について、その完全取得及び日数の増加をすすめ、連続休暇を実現する「長期休暇制度創設法」を制定します。

経済産業

中小企業憲章の制定

中小企業が活力を持って光り輝き、安定的で健全な国民生活が実現するような環境を整えることを目的とした中小企業憲章を制定します。その具体的行動指針として、・人材育成・職業訓練の充実、・公正な市場環境の整備と情報公開、・中小企業金融の円滑化、・技術力の発揮と向上、・中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり、などを定めます。なお、この中小企業憲章は現行の中小企業基本法と異なり、経済産業省・中小企業庁のみならず、文部科学省、総務省、厚生労働省をはじめ政府全体を挙げて、経済政策の中心として中小企業対策に強力に取り組むための基本方針とします。

中小企業支援策としての

人材育成・職業訓練の充実

高度な技能を持つ「ものづくり人材」を育成するため、大学との連携を通じた職業能力開発に対する支援を行います。学校教育のあらゆる段階で、早い年齢から、勤労の尊さと企業家精神の重要性について学ぶ機会を提供するとともに、専門学校・各種学校の役割を重視し、コミュニティカレッジのように社会人が生涯を通じて高度な技能を習得できる場として積極的に活用できるようにします。

公正な市場環境の整備・

「中小企業いじめ防止法」の制定

不当廉売や優越的地位の濫用による「下請けいじめ」を防止するため、「中小企業いじめ防止法」を新たに制定し、大企業による不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止するとともに、独占禁止法の見直しや厳格な運用を行い厳正に対処します。さらに、公正取引委員会の機能強化と体制充実を図ります。

中小企業金融の円滑化

融資の際に、不動産担保・人的保証に過度に依存することのないような資金調達体制の整備、安定的な資金供給を受けられるような多様な資金チャンネルを創設するとともに、政府系金融機関については個人保証を撤廃します。また、「地域金融円滑化法」を制定し、地域への寄与度や中小企業に対する融資状況などを金融機関が情報公開するルールを設定します。

中小企業の技術力の発揮と向上

中小企業の技術力と大企業や外国企業のニーズとのマッチングを効果的に行う環境を整備します。中小企業の培った技術力が次世代に適正に継承されるよう、税制の見直しなどの環境を整備するとともに、IT、バイオ、ナノテク、環境、エネルギーなどの先端分野に対する科学技術研究費を大幅に増やします。

中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり

中小企業経営者と行政関係者と金融関係者による政策協議の場を設けるなど、中小企業経営者の声を中小企業政策の企画立案及び政策評価に反映させるシステムをつくります。

地域の産業と雇用を守る

中小・小規模零細企業支援税制

中小企業にかかる法人課税の税率の半減を検討します。地域の産業と雇用を守るため、中小企業、特に小規模零細企業に関わる事業承継税制については、個人事業主の事業用土地の納税猶予などを含めた実質的な負担緩和措置を検討します。また、エンジェル税制(＊)を見直すとともに、オーナー課税については廃止します。

＊個人投資家がベンチャー企業に投資する際の優遇税制

中小企業支援予算3倍増

5,000億円の中企業支援予算を実現します。

内訳として、現在の中小企業対策予算約1,650億円に加えて、最低賃金大幅引き上げによる財政上・金融上の措置を実施するための予算約2,100億円、中小企業の研究開発力の強化のための予算約480億円、などの予算措置を実施します。

地域経済の活性化

個別補助金の廃止、権限・財源の移譲など実質的な地方分権を実現することで、経済、文化、教育等の各分野で企業・人材の地方定着を促します。自治体が権限・財源を備えることで、地場の中小企業の研究開発促進、地域の伝統的な文化・技術の活用促進などに対する税制上の優遇措置や地域ファンドの体制整備など地域ニーズに応じた施策の迅速な実現、情報の発信・集積能力の向上を進め、地域経済や地域の中小・零細企業の活力を高めます。

中心市街地・商店街の活性化

1階に商店街、2階以上を高齢者向けケア付き賃貸住宅とする複合建築物の建設なども含め、「商住一体のまちづくり」をすすめます。託児所、駐車場・駐輪場等を整備し、消費者が気軽に商店街に出かけられる環境を整備します。起業家のためのSOHO(在宅勤務の小規模オフィス)活用、行政窓口設置により空き店舗や空き地の利用をすすめます。都市景観の向上、防災施設や情報通信基盤の整備、電線の中地化等を促進し、美しいバリアフリーな商店街をつくります。

知的財産立国の実現

国際競争力の強化、科学技術振興を図るために、知的財産権の強化に取り組みます。「知的財産基本法」をさらに具体化し、中小企業・ベンチャー企業に対する支援強化、知的財産紛争処理能力の強化、知的財産権に関する専門家の育成、地域をはじめとする産学の連携強化、研究開発予算の見直し、研究者の意欲向上につながる環境の改善、TLO(技術移転機関)の充実、模倣品対策や特許権侵害対策の強化をすすめます。

起業・ベンチャー支援

ベンチャー企業の立ち上げを容易にすると同時に、中小企業などの技術開発を促進する制度を導入します(日本版SBIIR制度の改善やSTTR制度の導入*)。資金不足が顕著な研究開発型ベンチャーを支援するため、エンジェル税制の見直しなどを行います。さらに、ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度の導入やエンジェルネットワークの設立・運営を支

援します。また大企業からのスピンアウト(リストラをきっかけとした開業等)に対して「特別融資枠」を設定することを含め、総合的な起業支援策を講じます。これらの施策を通じ、「100万社起業」を達成します。

*日本版SBIIR制度/STTR制度=いずれも中小ハイテク・ベンチャー企業への補助金制度。

事業規制の原則撤廃と次世代競争力の確保

現行の事業規制は全てゼロベースで見直し、民間事業活動に関する規制を撤廃します。他方、公正競争の環境が確保されるように、制度・組織の整備を推進します。すべての官業を納税者・生活者の視点で徹底して効率化し、質の向上を図ります。

IT、バイオ、ナノテク、環境・エネルギーなどの先端技術分野における研究者・技術者の質的・量的不足の解消に向けて、集中的に施策を展開し、民間経済の成長・拡大を支えます。

貿易・投資の自由化を主導

WTOにおいて貿易・投資の自由化に関する協定を促すと同時に、アジア・太平洋諸国をはじめとして、世界の国々との投資・労働や知的財産権など広い分野を含むEPA/FTA締結を推進します。農業を含む政策を根本的に見直すことで、わが国が通商分野で国際的に主導権を発揮する環境を整えます。

WTO(世界貿易機関)

自由で多角的な貿易体制をめざすWTOの交渉が停滞しています。各国の利害や意見調整が難航し、多国間コンセンサス決定体制の限界が指摘される一方で、グローバル・ルールの策定、紛争解決制度の充実など、国際貿易における信頼性・安定性を確保する役割がより重要になっていることも事実です。WTO交渉の早期妥結に向け、日本がリーダーシップを果たすよう努めます。また、WTOの機能をさらに充実させるため、WTO協定に労働基本権、環境条項などに関わる社会条項が盛り込まれるよう努力します。

EPA/FTA(経済連携協定/自由貿易協定)

EPA/FTAは、世界経済や産業構造、雇用との関わりなど、多くの面において重要な影響が及ぶことから、将来の国家像を見据え、国際競争力強化の切り札と位置づけます。WTOの理念との整合性を求めつつ、アジアに向けて開かれた日本の実現のため、一元的・一体的な交渉窓口をつくります。食の

安全・安定供給、自給率の向上を図りながら、積極的に推進します。

セーフガード

貿易自由化に加えて、新ラウンドの交渉対象となったダンピング防止措置などの貿易ルールも含む幅広い分野についても議論を促進し、貿易制限的な措置や知的財産権侵害が恣意的に発動されないよう規律強化を求めています。また、急激な輸入自由化等により深刻な影響をこうむる場合には、WTO協定で認められる範囲内で、TGS(繊維セーフガード)をはじめとするセーフガードが十分に機能するよう、発動手続きの弾力化などに努めます。

消費者政策の充実

(P.9参照)

環境

環境政策(全般)

森林伐採・開発などによる自然環境や生態系の破壊、化学物質の拡散、化石燃料や鉱物資源の大量消費など、人間の活動に起因する環境負荷の増大により、「環境の許容限度」や「人体の許容限度」が限界に近づいています。このような環境問題に対応するために、現在の「大量生産、大量消費、大量廃棄」社会から、持続可能な社会へと変革し、将来世代にツケを残さないようにしなければなりません。

民主党は、「持続可能な社会」をめざし、環境容量内での循環型社会システム構築に向け、積極的に取り組んでいます。また、従来の「経済」や「成長」の質を環境の視点から見直し、さらなる環境技術、省エネ技術、省資源・リサイクル技術等の開発・普及、環境保全を事業発展に結びつけるビジネスモデルの開発など、環境への取り組みを積極的に推進することにより、環境負荷の低減と環境配慮型経済発展につながる、「いわゆる「環境と経済が統合した社会」の実現をめざします。

特に、美しい自然や生命を育む地球を将来の世代に引き継いでいくことは、いまを生きている私たちの責任です。環境問題を解決し、「持続可能な社会」をつくるために、環境意識の向上・市民参加・情報公開・公正な市場構築・良好な自然の保全と回復・公正で環境影響を内部化する市場構築・都市計画制度を含めた広範な制度の改革・NGOによる国際貢献の積極的な促進や支援などの施策を推進します。

民主党「脱地球温暖化戦略」の推進

地球温暖化対策のために国内外において、温室効果ガスの削減が必要です。

国内では、京都議定書の温室効果ガス6%削減達成は当然のこと、中長期の目標を設定し、中期的には2020年までに1990年比20%、長期的には2050年よりも早い時期に50%の温室効果ガス排出量の削減を目標とします。なお、その際には人為的排出の削減を優先します。民主党は、「脱地球温暖化戦略～脱温暖化で、地球と人との共生を～」をとりまとめ、その実現に全力を尽くします。具体的には、
・中・長期目標の設定、
・京都議定書目標達成のための国内排出権取引市場の創設、
・再生可能エネルギー導入の強力な推進、
・地球温暖化対策税の導入、
・省エネルギーの徹底、
・森林吸収源対策の推進、
・環境技術開発、環境負荷低減技術・商品の普及促進、
・環境外交の促進、
・脱フロンのさらなる推進、
・二酸化炭素の「見える化」の推進、
・都市過熱化防止などを図ります。

また、地域社会・企業・学校等の各セクターにおいて、脱炭素社会へ向けたライフスタイルの転換を促進します。そのために、「温室効果ガスの削減によって経済的なメリットを受けられる制度の構築」、「持続可能な社会をめざす環境教育の推進」、「二酸化炭素排出量の情報公開の促進」などを図ります。

さらに、まちづくりや土地利用のあり方についても、温室効果ガスの削減につなげるための制度改革に取り組みます。

実効ある国内排出権取引市場の創設

京都議定書が定めた第一約束期間(2008年～2012年)に、1990年を基準年として温室効果ガス6%削減を達成することがわが国の至上命題となっています。

この目標を達成するためには、温室効果ガス削減努力が報われるインセンティブを含有する経済的手法を導入することが不可欠であり、大規模排出源をカバーし、費用効率的な排出削減を促し、技術革新のインセンティブを与える抜本的な制度が求められています。

民主党は、総合的な効果があがるよう制度設計を行い、キャップ&トレード方式による国内排出権取引市場の創設を図ります。

主導的な環境外交の展開

2008年のG8サミットが日本で開催されることにかんがみ、ポスト京都議定書に向けた新たな国際的枠組みの構築のため、エネルギー効率化の視点で踏まえ、米国および中国、インド、途上国の参加を促す

べく、エネルギー効率化のための技術移転の推進とともに、O D Aの環境分野への集中特化など環境外交を推進し、主導的役割を果たします。同時に、酸性雨や黄砂など国境を越えた環境被害に対しても、わが国の環境安全保障の観点から環境外交を強化します。

地球温暖化対策税の創設

経済活動の地球環境に与える影響(外部費用)を内部化し、適正な市場経済における価格決定システムに組み入れる必要があります。特に、京都議定書の達成が極めて困難な状況となっている地球温暖化対策では、いわゆる経済的措置の導入は喫緊の課題です。民主党は排出取引市場の創設とともに、化石燃料の使用抑制・効率化と、省エネルギー・新エネルギーの技術開発や環境関連投資促進に資する地球温暖化対策税の創設を提唱しています。具体的には、CO₂排出量(炭素含有量)に着目し、炭素1トンあたり3,000円程度を課税します。電力については、現在の電源開発促進税を一部組み替えて課税する炭素・エネルギー税とします。

ただし、その際には他に転換不可能な原料炭・ナフサ等の原材料としての使用については課税対象外とし、産業界等の温室効果ガス発生の抑止への効果的な取り組みに対しては柔軟に税の軽減もしくは還付制度を設け、わが国の産業競争力の維持・強化を図ります。また輸入石炭についても一定の措置を設けます。税収は、省エネルギー・新エネルギーの技術開発、設備投資、普及等に優先的に配分します。これにより、環境技術立国として、環境と雇用を両立させた持続可能な社会を構築します。なお石油税制についても、そのあり方について見直しを含め今後検討します。

オゾン層破壊防止・フロン回収

フロン類は強力な温暖化物質であり、オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるなど、地球環境に大きな負荷を与えることから、その回収破壊・代替物質への転換が重要になります。また、大気中での寿命も長いことから、一旦大気中に放出されると、地球環境に対して長期間大きな影響を与えることになります。ところが、フロンの販売価格が非常に安いことから、安易に新品のフロンが使用され、大気中への放出が続いているのが現状です。民主党がかねてから主張していたフロンの回収義務化がようやく2001年に成立しましたが、O A機器などに用いるダストブロー(ごみ吹き飛ばしスプレー)や断熱材への使用規制が十分に行われていないなどの問題があります。民主党は今後も環境負荷の少ない

フロン代替物質への転換、使用規制、フロン税の導入などを強力にすすめます。

グリーン契約

国や自治体が行う契約において、例えば、価格は安くてもCO₂排出量の多い発電による電力を契約すると、京都議定書で削減が求められているCO₂排出量が増え、削減努力に逆行するばかりか、別途対策が必要となり新たなコスト負担を招きます。そこで民主党は、国などが率先して、単に価格の優位性ばかりではなく、最善の環境性能を有する物品・サービスを提供する者を契約相手とし得るよう、現行の契約制度の在り方について総合的に検討・見直す必要があると主張してきました。民主党のリードによって、2007年166通常国会において、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資する「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(グリーン契約法)が成立しました。

環境教育

持続可能な社会を構築するためには、ライフスタイルの変革や意識改革が不可欠であり、家庭をはじめ、学校、地域、職場などあらゆる場と機会を通しての環境教育の推進が重要です。民主党は、学校における環境教育、環境教育へのN G Oの参加、教員に対する研修制度などを柱とする「環境教育振興法案」を2003年156通常国会に提出しました。この民主党案に促され、超党派による法律「環境教育推進法」が成立しましたが、環境教育の推進という観点は十分とは言えず、今後も環境教育のあり方について、国民的な議論を喚起し、幅広い検討をすすめていきます。

また、民主党は、エコツーリズム(自然や農業に親しむ観光)などを推進するためには、自然保全体制を整備するとともに、環境教育が必要であると考えています。自然保全意識の涵養を図り、自然環境の重要性、希少性、経済性を学ぶことで、自然環境が損なわれる事態が生じることがなくなるよう、国民をはじめとする各主体の意識の向上のための取り組みをすすめます。

環境健康被害者等救済基本法の制定

公害によって健康被害を受けた人は、公害によって健康被害を被ったとする認定がなければ、行政救済が受けられません。しかし、現に苦しんでいる環境健康被害者の多くが、認定基準が行政主導で策定された科学的知見に過度に依存していることから、

行政救済が受け難い状況にあります。また、認定を求めて訴訟を起こしても公害訴訟は長期化するので、迅速な補償・救済を受けられない現状にあります。

民主党は、環境健康被害者の受けた被害の回復・軽減の迅速化を図るため、・健康被害者救済に関する基本施策策定、・原因究明調査・研究を国などに義務付け、・認定基準の緩和、・行政からの独立性を高くした認定機関「環境健康被害等基準策定等委員会」の設置、・訴訟関連支援制度(相談窓口の設置、医療専門家・科学者・海外知見等の紹介等を国等に義務付け)の整備、・救済給付制度(医療費、療養費、交通費等)の整備を定めた「環境健康被害者等救済基本法案」を2007年166通常国会に提出しました。同法の制定によって、これまでに解決できなかった数々の公害健康被害者の大多数が迅速に救済されることとなります。特に、水俣病、アスベストの健康被害、東京大気汚染公害訴訟等の代表的な環境健康被害案件については、同法を活用すると同時に、問題点を詳細に検討して、包括的な解決に向け全力で取り組みます。

化学物質対策

日本国内で流通している化学物質は約5万種類あると言われ、また、毎年数百種類の化学物質が新たに製造・使用されています。人工の化学物質が環境中に排出された場合の人体及び生態系への影響が十分に把握されていないことから、被害の未然防止を基本としたリスク対策が必要です。

民主党はこれまで、さらなる情報公開を求め、政府の「化学物質排出移動登録(P R T R)法案」への対案を提出しました。また、環境基準の設定などを盛り込んだ「ダイオキシン対策法案」、焼却炉対策を強化した「廃棄物処理法改正案」を提出しました。今後、「化学物質の審査及び製造に関する法律」を改正し、予防原則を貫いた化学物質の製造から廃棄までの全体を包括的に管理し、製造規制・表示の徹底・使用後の回収など、リスクに応じた化学物質対策をすすめます。

シックハウス対策

生活の快適さや利便性を追求するあまり、私たちの住環境は人工の化学物質に取り囲まれ、これによる健康被害が発生しています。民主党は、このような建築物に由来する化学物質被害を防止し、シックハウス被害者がこれ以上増えることを防ぐために、建物完成後の居室内の有害化学物質の濃度測定を義務化し、基準を超えた場合には改善を求めることができる法案と、大規模な公共建築物における有害

化学物質の定期的な測定を義務付ける法案「シックハウス対策2法案」を2001年153臨時国会に提出しました。

今後、化学物質による健康リスクを低減させるために予防を徹底し、実態調査を行うなどにより、発症メカニズムの徹底解明など科学的知見を充実させます。被害者には有効な治療体制の確立、都道府県ごとに長期滞在型療養施設の建設などの対策をすすめます。

殺虫剤による健康被害

(化学物質過敏症や急性中毒等)対策

殺虫剤や農薬、殺菌剤、除草剤などの薬剤は、農地だけではなく、住宅地や商店街、公共施設、学校、病院、公園、街路樹など、私たちの生活環境の多くの場面で使われています。もともとこうした薬剤の成分は、身体に有毒であり、多くの人々が健康被害にあっています。

特に、化学物質過敏症の患者は大人だけでも70万人いるといわれ、殺虫剤などの薬剤を知らない間に吸ったり、身体に触れることが生命にも関わるため不安な日々を過ごしています。

民主党は、殺虫剤などの使い方や、人の健康や生活環境にとっての危険性を明記することを義務付け、また、住宅地等で大量に撒く場合を守るべきルールを都道府県知事等が定める、安全な殺虫剤の研究開発をメーカーの努力義務とするなどの「殺虫剤規制2法案」を2006年164通常国会に、提出しました。今後も引き続き、殺虫剤などによる健康被害の防止のために、積極的な取り組みをすすめます。

総合的な廃棄物・リサイクル対策

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を省資源型の循環型社会へと転換させるため、また、廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐためにも、現在の法制度を見直す必要があります。民主党は、・廃棄物・リサイクル法制度の統合、・有価・無価に影響されない廃棄物の定義、・リサイクル施設に対する環境規制の適用、・製造者の製品引取義務(拡大生産者責任)の明記、・デポジット・埋立税・焼却税・資源税等の導入(経済的措置)などを内容とする「資源循環・廃棄物管理法案」を提出します。

デポジット制度

環境負荷の少ない持続可能な社会を築くためには、事業者・消費者などが自主的に取り組むことが重要ですが、それが十分に行われない場合には、経済的措置による誘導や法的規制により環境への負荷を低減する必要があります。容器包装に関する現

状は、ペットボトルなどの環境負荷の高い製品が利便性と安さから多く活用されています。しかし、環境負荷の少ない社会を構築するためには、飲食店におけるビールびんなどのように繰り返し再利用するリターナブルびんの普及が必要です。リターナブルびんの販売にあたっては、不法投棄の防止や回収率の引上げのため預り金(デポジット)を価格に上乘せし、回収の際にそれを返却するデポジット制度に一定の効果が認められています。民主党はリターナブルびんの普及促進のためデポジット制度の推進を積極的にすすめていきます。

ノンアスベスト社会の実現

「ノンアスベスト社会」を実現するには、基本原則や目標・方針・体制整備を、総合的・段階的に継続して実施しなければなりません。現行のアスベスト関連法令は、異なる官庁が所管し、「石綿含有」の定義が異なるなど整合性が欠如しています。

民主党は2005年163特別国会に提出した「石綿対策総合的推進法案」において、既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄等一貫した総合対策を提起しています。アスベストを含む製品及び建築物等(学校や公共施設も含む)について全国調査と情報開示を行い、アスベストを含むすべての製品について含有率の表示を義務付け、有害性や飛散性、利用状況について優先順位付けをしたうえで、飛散を防止します。

同時に過去の法令や通達を精査し、行政責任を総括します。安全でない除去工事は一層の被害拡大につながりかねず、解体及び廃棄作業における被ばくを防ぐための作業基準を確立し、履行確保措置を徹底します。アスベスト含有廃棄物の処理方法について早急な調査を行い、規制を強化します。被害者補償、健康管理、飛散防止、解体や廃棄に必要な財源確保のため、基金を創設します。

(* P.17アスベスト健康対策参照)

個別リサイクル法の改正

現在、家電リサイクル法をはじめとして、容器包装、自動車など多くの個別法が制定されています。個々の製品リサイクルは、その製品の特性に応じて認められるべきですが、同様の製品(例:家電とパソコン)であっても、費用負担の時期が異なるなど、現行の制度は場当たりので複雑化しており、市民感覚に合わないものとなっています。

民主党は、これらの問題に対処するために製造業者に一定のリサイクル責任を課す拡大生産者責任を重視するとともに、行政、事業者及び消費者の三者が一緒になった負担とリサイクルのあり方を

検討し、個別リサイクルを共通化し、わかりやすい制度の構築をめざします。例えば、家電では、個々の製品が個々人により廃棄され、リサイクルされるまでには、個別にタイムラグが生じていることや廃家電が不適切に処理されている実態があることから、全てのリサイクルは可能な限り製品購入時に費用の負担を行うことを目標とします。また、食品については、未だ廃棄処理されている生ゴミ等が相当量あることから、バイオマスの活用など官民一体となった食品リサイクルを推進し、全てのゴミがリサイクルされるようなゴミゼロ社会をめざします。

アセスメント・市民参加

現在の環境アセスメント制度は事業アセスであり、計画自体の見直しや代替案の検討、累積的な環境影響への配慮をより効果的に行うためには、政策立案・計画段階から環境に対する影響を評価する「戦略的環境アセスメント」の導入が不可欠です。計画段階でのアセスメント導入により、市民参加・市民合意がより早期の段階で図られることから、環境と開発の調和を図ることが可能となります。民主党は、国レベルでの戦略アセスメント導入をめざします。

環境産業・技術等の振興

再生資源を原材料として使用する製品、温室効果ガスの排出抑制に資する製品を製造する事業その他の地球環境保全に資する産業の振興を図ります。また、地球環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図ります。さらに、温室効果ガスの排出の抑制、ダイオキシン類等有害な物質の無害化や汚染の除去、廃棄物の減量や資源の再利用、アスベスト廃棄物の安全な処理等に関する科学技術の振興を図ります。

生物多様性の保全(野生生物保護)

近年、絶滅危惧種の増加、農作物などに影響を及ぼす野生生物の保護管理対策、外来生物対策など、生物多様性の保全について複雑な問題が山積しています。民主党がめざすべき「ヒトと野生生物との共生」という理念と、そのための手段を明確に制度化するためには、環境基本法の理念を生かした、野生生物保護を含む自然環境を保全するための法体系が不可欠です。

民主党は、・野生生物の保護に関する基本的な計画(5ヵ年計画)の策定、・生物多様性(野生生物)の保全体制の整備、・影響評価の義務化、・生物多様性に関する教育等の充実、・国民への啓蒙、積極的広報、・省庁間の連携、・法制上及び財政上の措置、

・国民等の参加を定めた「野生生物保護基本法(仮称)」の制定をめざします。

さらに、豊かな生態系を育む自然環境を国際的に保護するための基金等への拠出を推進し、生物多様性に関する国際的な調査研究をN G Oと協力しながら積極的に支援します。

動物愛護

2005年162通常国会において、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正法(衆議院環境委員長提案)」が成立しました。法律策定過程において民主党は、特に動物実験の規制に取り組みました。具体的には、・動物実験の3R(代替法、数の削減、苦痛の軽減)の明文化、・動物虐待に対する罰金増額、・動物由来感染症の予防と生態に応じた飼養の努力義務化、・動物取扱業の範囲に移動販売業・理美容業等を追加などの考えをまとめ、超党派案に盛り込むよう主張し、一部ながら反映されました。

さらに、現行の容赦ない犬猫処分に対しては、愛護の観点から保護期間の延長を実施するとともに、保護施設の拡大・N P O等への譲渡推進などによって、犬猫の生存が可能となるような環境整備に向け努力します。

民主党は今後も動物愛護の取り組みをすすめます。

移入種対策(外来生物対策)

国内の生態系を破壊する外国からの移入種が全国的な問題となっています。これらを規制するため、民主党は、国内生物種台帳の整備・公表、規制対象の拡大などを盛り込んだ「外来生物種規制法案」を政府案への対案として2004年159通常国会に提出しました。今後も、外来生物の生態、被害、利用に係る幅広い情報の収集・整備を行うとともに、生態系等に係る影響を効果的・効率的に評価する手法を確立します。また、効果的・効率的な防除の実施に係る手法・体制の構築と普及啓発を推進します。そして、予防原則に基づいた移入種規制の強化・非意図的導入(他のものに混ざったりして国内に入ってくること)の実態把握と対応に取り組みます。

クマ対策

近年、クマの異常出没が急増し、それに伴う人的被害や農作物被害などの物的被害が深刻化の度を増し、社会問題化していることから、民主党は、2006年11月、クマ対策として、「ヒトとクマとの共生プラン」を発表しました。同プランでは、科学的調査に基づくクマの個体数の適正管理のもとでの「人的物的被害の防止」と「個体数保護」の両立をめざしながら

、当面策と中長期的な対策を提案しています。

クマの異常出没の原因をたどると、最終的には「生態系」の破壊・喪失にその元凶を見出すことができます。これまでのクマ対策は、どちらかということ場当たりのな応急対策、すなわち対症療法的対策の繰り返しに終始してきたきらいがあります。

民主党は、かつてヒトとクマが共生し得た時代が存在した事実を想起し、生息地管理・中山間地の活性化・被害防除を三本柱として、ヒトの安全確保と農作物被害等の防止のための措置を確実に講じながら、可能な限りの「生態系」の再生・回復に地道に取り組むことにより、クマ問題の抜本的解決をめざします。

自然環境保護

日本の自然公園は、優れた自然の風景地の観点から指定されているため、最も広い範囲をカバーしている保護地域制度ですが、国や自治体が所有する部分のごくわずかで、大部分が民間の所有となっており、十分な管理ができていません。こうした自然的価値の高い核心地域は、生物が自由に移動でき、遺伝子的な生物多様性が保全されるよう、孤立した形ではなく、「緑の回廊」になっていなければなりません。

民主党は、保護指定地域における管理を科学的で様々な主体によって行い、その取り組みを科学的に評価し、フィードバックできる制度を確立します。また、日本に残された価値の高い自然を保護するため、こうした地域の指定を行うとともに、その所有・管理を国・自治体ですすめ、取得については国の費用で計画的にすすめます。

里地・里山の保全

人の手の入らないありのままの原生的自然を将来世代のために保全していくことは言うまでもありません。人が手を入れることによって維持されてきた、わが国の国土の約4割を占める里地や里山の自然が、過疎化や高齢化の進展、廃棄物処分場の建設などにより急速に破壊されている現状にも対応が求められています。

地域にある文化や伝統を活かし、地域による自立的管理が可能となる地産地消の経済システムをつくることで、世界に誇ることでできる日本の里地・里山の自然を保全する必要があります。

環境体験学習、エコツーリズム、国産材の利用など消費面を含めた農山村の活性化対策などを導入しながら、ピオトープ(生物生息空間)・ネットワークとして整備をすすめるとともに、地域の経済・物質循環を推進し、地域やN G O等の活動により維持

されてきた里地・里山特有の自然環境を積極的に評価し、支援する仕組みを確立します。

エネルギー

エネルギー安全供給体制の確立

エネルギーを安定的に確保する「エネルギー安全保障」の確立は、国家としての責務です。このため、長期的な国家戦略を確立・推進する機関を設置し、一元的に施策を進めます。

また、現在、日本のエネルギー自給率は原子力も含めて16%にすぎず、先進国では最低水準にあることから、自給率の目標を2030年に30%、2100年には50%とします。

新エネルギー・省エネルギー技術の推進

持続可能な成長と地球温暖化防止の両立を図るため、環境対策技術の開発を推進します。省エネルギー技術をさらに発展させるとともに、天然ガス、石油、石炭、原子力に加え、風力、太陽、バイオマス、海洋エネルギーなど再生可能エネルギーや、水素、燃料電池などを中心とした未来型エネルギーの普及開発と、エネルギー供給源の多様化を促進することで、総合的なエネルギーのベストミックス戦略を確立します。

特に、風力、太陽、バイオマスなど再生可能エネルギーの一次エネルギー総供給に占める割合を、EUの導入目標をふまえて大幅に引き上げ、2020年までに10%程度の水準の確保をめざします。

エネルギー戦略外交の強化

エネルギーの安定供給確保の観点から、資源保有国に対する戦略的な外交を強化するとともに、開発途上国等に対し、省エネルギー技術、環境対策技術等の技術移転を進めます。

環境・エネルギー効率化における

新たな国際協力の推進

温室効果ガスの削減には、エネルギー利用効率の向上が不可欠であると同時に、省エネルギー技術や再生可能エネルギー、未来型エネルギーの普及開発、原子力発電の利用率向上などが効果的です。この認識に立ち、エネルギー利用技術等の普及による国際協力を積極的に推進します。

「国際エネルギー効率化計画2030」の実現

分野別のエネルギー効率の向上度合いの数値目

標を設けるとともに、その実現のため、技術協力する国際的な枠組みとして「国際エネルギー効率向上計画2030」を提案します。京都議定書の不参加国である米国、中国等に参加を促し、国際的なエネルギー価格の高騰を抑える土壌を築くとともに、実効性のある温室効果ガスの削減に向けた国際協調体制を築きます。

原子力政策に対する基本方針

原子力利用については、将来展望を持ち、安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、国際社会と連携協力して着実に取り組みます。

原子力発電所の使用済み燃料の再処理・放射性廃棄物処分は、事業が長期にわたること等から、国が技術の確立と事業の最終責任を負うこととし、安全と透明性を前提にして再処理技術の確立を図ります。また、国による原子力政策への説明責任の徹底を図るとともに、関連施設の立地自治体の十分な理解を得るため、国と自治体との間で十分な協議が行われる法的枠組みをつくることも含めて検討します。

安全を最優先した原子力行政

過去の原子力発電所事故問題を重く受けとめ、再発防止と原子力に対する国民の信頼回復に努めます。安全性を最優先に考え、万々に備えた防災体制と実効性のある安全検査体制の確立に向け、現行制度の抜本的な見直しを図ります。安全チェック機能の強化のため、国家行政組織法第3条による独立性の強い原子力安全規制委員会を創設するとともに、住民の安全確保に関して国が責任を持って取り組む体制を確立します。また、原子力発電所の経年劣化対策などのあり方について、議論を深めます。

設備・機器に対する検査、さらには“ソフト面”も考慮したいわゆる「品質保証型」の検査も含めた、厳正な検査体制の運用や、事故・トラブルは原則的に全て公開し、現行の曖昧なトラブル等報告基準を抜本的に見直す「原子力情報公開ガイドライン」の早期具体化などを実現します。

法務

司法制度改革の推進

民主党は、国民に基盤を有する身近で充実した司法を創り出し、その司法制度のもと、公平で公正なルールが行きわたり、人権が保障され、安心して暮らせる社会をつくるために、司法制度改革に取り組

んでいます。

このため、財政的にも「大きな司法」をめざします。2006年に業務を開始した日本司法支援センターの地域事務所の整備とスタッフ弁護士の確保、法曹志願者が法科大学院に入りやすくするための財政支援、被疑者国選弁護制度や民事法律扶助制度への財政措置の充実に取り組みます。

裁判員制度の円滑なスタートに向けた

環境整備

裁判員制度に国民が参加しやすいよう環境整備を行います。2009年の制度開始までに、国民の制度への理解がすすむよう広報を強化するとともに、裁判員休暇制度の創設、育児・介護等への配慮などの環境整備を行います。

行政訴訟制度の第2弾改革で行政に対する

チェックを強化

行政訴訟制度の第2弾の改革に取り組みます。2004年159通常国会で行政事件訴訟法が改正され、義務付け訴訟、差止訴訟の法定や原告適格の拡大など司法による行政へのチェック機能の強化が図られましたが、行政に対するチェックをさらに実効的に行えるよう、団体訴訟制度の導入、公金検査請求訴訟の創設などに取り組みます。

取調べの可視化、証拠開示の徹底による

冤罪防止

公正で透明性の高い刑事司法への改革の一環として、取調べでの自白の強要による冤罪を防止するために、民主党が既に提出しているビデオ録画等による取調べ過程の可視化、取調べ段階における弁護士立会権の確立を柱とする「刑事訴訟法改正案」の成立をめざします。また、刑事裁判での証拠開示の徹底を図る法律を制定します。

共謀罪導入には反対

政府は、国連組織犯罪防止条約批准のための国内法整備として、共謀罪を新設する「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を2003年、2005年の国会に提出し、現在継続審議となっています。

共謀罪は、団体の活動として犯罪の遂行を共謀した者を処罰するものですが、犯罪の実行の着手、準備行為がなくても相談をただけで犯罪となること、およそ国際性とは無縁な犯罪や重大犯罪とまではいえないようなものを含め619もの犯罪が対象となることなど、わが国の刑法体系を根底から覆しかねないものです。

しかし、条約は「自国の国内法の基本原則に従って必要な措置をとる」ことを求めているにすぎません。また、条約が定める重大犯罪のほとんどについて、わが国では現行法ですでに予備罪、準備罪、幫助犯、共謀共同正犯などの形で共謀を犯罪化しています。

したがって、わが国は何ら新規立法をすることなく条約を批准できると考えられることから、法案の成立に強く反対します。

犯罪被害者への支援

民主党の取り組みが契機となって成立した「犯罪被害者等基本法」をもとに、犯罪被害者等に対する国の給付金の拡充、国による損害賠償立て替え払い制度の創設、司法支援センターを通じた法律支援の充実、刑事手続に関する情報の提供や検察官への意見表明の機会の充実など、必要に応じて「犯罪被害者等基本計画」も見直しながら被害者の声を反映した被害者支援制度の充実に取り組みます。また、刑事裁判への被害者参加制度については、法廷での「2次被害」への恐れなどから参加できない被害者にも十分配慮するとともに、被告人の権利も保障される公正な運用がなされるよう、その実施後の状況を見ながら必要に応じて制度や運用の見直しを行います。

少年犯罪の防止

少年犯罪問題に対しては、「非行少年の育ち直し」という少年法の理念を堅持する立場にたって取り組みます。また、少年犯罪の防止に向け、家庭、学校など少年を取り巻く環境の整備、早期発見のネットワーク、安心して相談できる仕組み、家庭裁判所の充実強化、保護観察官の増員、少年院・更生施設を出た後の就労・社会復帰支援等の立ち直り支援策の強化等、総合的な対策のさらなる充実を図ります。

仮釈放のない「終身刑」の創設、刑罰の見直し

現在、死刑存置国は先進国中では日本と米国のみであり、EUは「死刑は生命に対する権利を侵害する極めて残酷、非人道的で尊厳を冒す刑罰である」として死刑廃止を加盟条件にしています。このような世界的な死刑廃止の潮流を踏まえ、わが国でも死刑制度の存廃については国民的議論を行っていく必要があります。

一方、わが国の刑法では、死刑に次いで重い刑である無期懲役について、受刑者に改悛の状があるときには10年を経過した後に仮釈放を許可できることとなっています。近年、無期懲役の受刑者の仮釈放までの在所年数は伸びる傾向にあり、平均27年ほ

どとなっていますが、最短では12年程度で仮釈放される受刑者もいます。このように、死刑と無期懲役との間の刑の重さの開きが大きいことが、わが国で死刑廃止の議論を難しくしているという面があります。

こうした現状を踏まえ、民主党は、死刑存廃の国民的議論とあわせて、死刑に代わる刑の選択肢として「仮釈放のない終身刑(重無期刑)」を創設することを提案します。

総合的な銃器犯罪対策の推進 (P.11参照)

死因究明制度改革の推進

わが国の死因究明制度は諸外国に比べて貧弱であり、犯罪死や欠陥製品被害による事故死を単なる病死と取り違えるなどの問題が少なからず生じています。民主党は、犯罪死体、非犯罪死体の区別なく、変死体(非自然死体)について死因究明をきちんと行うため、「非自然死体の死因の究明の適正な実施に関する法案」、法医解剖など死因を究明するための「法医科学研究所設置法案」の2法案を国会に提出しており、その成立を図ります。

矯正機能の強化

刑事施設における矯正機能をさらに強化するため、過剰収容状況を解消するとともに、収容者の生活環境改善のための施設・職員体制の整備、矯正処遇プログラムの充実、社会復帰に向けた就労支援、保護観察体制の強化に取り組みます。

選択的夫婦別姓の導入と婚外子差別の解消 (P.39参照)

嫡出推定制度の改善

民法772条は、離婚後300日以内に誕生した子を前夫の子と推定するという規定を置いています。しかし、推定をくつがえして真実の父子関係を確定するための「嫡出否認の訴え」は前夫からしか起こせず、それができないために戸籍も持てない子どもが存在するなどの弊害が生じています。

最近の法務省通達によって、離婚後に妊娠したことを医師が証明した場合には前夫の子とせずに出生届が受理されるようになりましたが、別居中に妊娠したケースなどについてはまだ解決されていません。

民主党は、・婚姻中であっても別居中などの特別な事情があったことや真実の父子関係を証明できるなど一定の場合には前夫の子とせずに出生届を

受理する戸籍事務の特例を設ける・母からも嫡出否認の訴えを起こせるように民法の規定を改正する・父子関係確定に関する民法の原則を「妻が婚姻中に出生した子は、夫の子と推定する」ことに改める など戸籍事務の特例と民法の原則の両面から見直しを検討し、実態に即した合理的な制度へと改善します。

性同一性障がい者の人権

「心の性」と「体の性」の不一致に苦しむ性同一性障がい者について、一定の条件で戸籍法の「性別記載」の訂正を認める特例法が2003年に全会一致で成立しました。今後、民主党は、子どもがいても性別の変更ができるようにするなど、さらなる条件緩和を検討します。

国籍選択制度の見直し

重国籍容認へ向け国籍選択制度の見直しを検討します。日本では1984年の国籍法改正により「国籍選択制度」が導入され、外国人との結婚や外国での出生によって外国籍を取得した日本人は一定の時点までに日本国籍と外国籍のいずれかを選択することとなりましたが、就労や生活、父母の介護などのために両国間を往来する機会が多い、両親双方の国籍を自らのアイデンティティとして引き継ぎたいなどの事情から、重国籍を容認してほしいとの要望が強く寄せられています。民主党は、こうした要望を踏まえ、国籍選択制度の見直しを検討しています。

成年年齢の18歳への引下げ

国民投票法で投票権年齢が18歳と定められたことを踏まえ、選挙権年齢の18歳への引下げとあわせて、民法における成年の年齢、少年法における成人年齢の20歳から18歳への引下げとともに、その他の分野の法律・制度についても新たに18歳以上20歳未満の者を成年者として取り扱うために必要な法制上の検討・整備を進めます。

(P. 6 選挙権年齢の引下げ参照)

人権侵害救済機関の創設

民主党は、2005年162通常国会に「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案(人権侵害救済法案)」を提出しましたが、政府が「人権擁護法案」の提出を拒んでいるため、審議ができない状況が続いています。民主党の法案は、内閣府の外局として中央人権委員会、各都道府県に地方人権委員会を設置し、人権侵害に係る調停・仲裁等の手続きを定めるとともに、特別救済手続については、報道機関

等を対象としないことを内容としていますが、引き続きその成立をめざします。

難民認定委員会の創設・難民の生活支援

1981年にわが国は国連の難民条約を批准しましたが、日本の入管・難民認定行政および難民への生活支援はあまりにも難民に対して冷たく厳しいのが実態です。難民条約の趣旨にのっとり適正かつ迅速な難民認定を行うために、難民認定行政を法務省から切り離し、内閣府の外局として難民認定委員会を設置するとともに、在留難民等の生活を支援する制度を構築します。国連難民高等弁務官事務所(U N H C R)が認定した難民(マンデート難民)は、原則として受け入れることとします。このため「難民等の保護に関する法律案」の制定を目指します。

文部科学

日本国教育基本法案

民主党は、2006年164通常国会に独自の「日本国教育基本法案」を提出(2007年166通常国会に再提出)しました。加えて、2006年165臨時国会(2007年166通常国会に再提出)に「学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案」と「地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案」を関連法案として提出しました。政府の教育基本法改正との大きな違いは、・何人にも「学ぶ権利」を保障する、・普通教育の最終的な責任が国にあることを明記、・幼児期及び高等教育において無償教育の漸進的な導入を宣言、・地方の教育委員会を発展的に改組した「教育監査委員会」を創設し、教育行政の責任を首長に移管する、・教育予算の安定的確保のため、教育財政支出について G D P(国内総生産)に対する比率を指標とする、などです。さらに、建学の自由、私立学校の振興、障がいのある子どもへの特別な状況に応じた教育、情報文化社会に関する教育、職業教育などについても新たな規定を設けました。

教育の責任の明確化

・教育における責任の所在が曖昧な現行制度に代わり、国の責任と市町村の役割を明確にした教育制度を構築します。
・国は、義務教育における財政責任、「学ぶ権利」の保障について最終責任を負います。
・現行の教育委員会制度を廃止し、自治体の長が責任をもって教育行政を行います。市町村は、学習内容・具体的な学校運営等について、首長の責任の下

で民主的に運営し、自らの創意工夫で自由に行います。

・学校は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等の参画する学校理事会制度により、主体的・自律的な運営を行います。

中央教育委員会の設置

国=「中央教育委員会」の役割は、・学習指導要領など全国基準を設定し、教育の機会均等に責任を持つこと、・教育に対する財政支出の基準を定め、国の予算の確保に責任を持つこと、・教職員の確保や法整備など、教育行政の枠組みを決定すること、などに限定し、その他の権限は、最終的に地方公共団体が行使できるものとします。

現場の教育は「学校理事会」による 地域立学校で

地方公共団体が設置する学校においては、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画する「学校理事会」が主な権限を持って運営します。現場に近い地域と保護者が協力して学校運営をすすめることが、学校との信頼関係・絆を深め、いじめや不登校問題などにも迅速に対応し、学校との有機的連携・協力が生まれ、同時に地域コミュニティの再生、強化につながります。

教育予算の充実

先進國中、著しく低位の、わが国の教育への公財政支出(GDP比3%余)を、先進国の平均以上を目標(同5%以上)として、引き上げていきます。

教員の質と数の充実

・教員が、その崇高な使命を果たし、職責を全うできるように、人員を確保し、養成と研修の充実を図ります。教員の養成課程は6年制(修士)とします。
・教員の資格、身分の尊重、適正な待遇の保障については国が責任を持ちます。
・教育行政の体系を簡素にし、現場の主体性を尊重することにより、教員を煩雑な事務から解放し、教育に集中できる環境をつくります。

少人数学級

民主党は、「30人以下学級法案」を提出するなど一貫して少人数学級の実現と拡大をめざしてきました。さらにO E C D先進国並の教員配置(教員一人あたり生徒16.9人)をめざします。学力問題や不登校、学級崩壊、いじめなど学校現場での様々な問題に対応するためには、児童生徒の抱える問題を教員が把握でき、わかる授業を行う態勢にしていくこと

が重要です。民主党は、少人数学級を原則とする教育をめざし、さらに強く働きかけをしていきます。

教育の無償化

高等学校は、希望者全入とし、無償化します。
5歳児の就学前教育の無償化を推進し、さらに漸進的に無償化の対象を拡大します。

高等教育の機会の保障

すべての人が、生まれた環境に関わりなく、意欲と能力に応じて高等教育を受けられるように、国際人権規約に基づく高等教育無償化の漸進的導入及び奨学金制度など関連諸制度の抜本的拡充を実施します。

奨学金制度改革

学生・生徒に対する奨学金制度を大幅に改め、希望する人なら、誰でも、いつでも利用できるようにします。学費のみならず最低限の生活費も貸与することで、親の支援を一切受けなくても、またいったん社会人となった人でも、意欲があれば学ぶことができるシステムをつくります。新奨学金制度の普及にあわせて、大学・大学院そのものへの助成は、順次縮減します。

私立学校改革

民主党は「日本国教育基本法案」において、建学の自由の尊重と、私立の学校の振興を明記しています。学生に多様な教育機会を提供する私立学校の設立を促進するため、学校設置基準の再点検・見直しを行います。客観基準を満たしていれば、私立学校審議会の意見を聴取することなく設立を認めるように私立学校法の改正を行います。

私立学校通学者への支援

高校全入時代を迎えた現在、349万人のうち104万人が私立高校に通学しています。私立学校生は、公立学校生に比べ著しく公的支援が少なく(約3分の1)、その保護者に過重な教育費負担を強いています。この公私間格差是正のため、私立学校(専修学校を含む)通学者に対して、直接授業料補助などを行います。

学習指導要領の大綱化

学習指導要領は大綱化を促進します。学力向上には情報処理力と情報編集力の両方を相乗的に引き上げるという視点が必要です。設置者及び学校の裁量を尊重し、地域・学校・学級の個別状況に応じて、学習内容・学校運営を現場の判断で決定できるよう

にします。

いじめ問題

小中高校生の間で、「いじめ」が原因とみられる自殺が相次いで起きており、深刻な社会問題となっています。こうした事件を二度と繰り返さないよう、社会全体で問題解決にあたるべきです。この間、学校現場や教育委員会で、責任の押し付け合いや、いじめ問題の隠べいがなされたことについては、率直に反省すべきであり、関係者が本気で親身に取り組むことが重要です。

民主党は、教員にも親にも、もっと子どもたちに向き合い、語り合ってもらわなければならないと考え、学校理事会の設置など、現場が主体的に取り組む具体的な方策を提案していきます。そして、学校と地域が一体となって、いじめの未然防止や早期解決を図れるよう取り組みます。

教科書検定及び採択について

普通教育に対する国の責任の一環として、できるだけ多くの選択肢を提供できる教科書検定制度を維持します。教科書採択にあたっては、保護者や教員の意見が確実に反映されるよう、現在の広域採択から市町村単位へ、さらには学校単位(学校理事会)へと採択の範囲を段階的に移行します。

拡大教科書の充実

小中学校に在籍する弱視の児童用の教科書が不足しています。民主党は、すべての子どもの学ぶ機会を保障する観点から、弱視者用の拡大教科書の充実を図ります。拡大教科書が多くのボランティアによって制作されている状況を改善し、国が教科書会社に拡大教科書の発行を促すなど、デジタルデータを積極的に提供できる仕組みをつくります。

学校安全対策基本法の制定

子どもたちが、安全で安心な学校生活をおくることができるよう、学校安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、「学校安全対策基本法案」を2006年164通常国会に提出(2007年166通常国会に再提出)しました。国や自治体が、安全基準策定や体制整備の責務・役割を積極的に担い、防犯(学校安全専門員の配置など)、防災、老朽化・事故防止、環境衛生(アスベスト対策含む)対策に万全を期します。

学校施設耐震化・環境衛生対策

児童・生徒の学習・生活の場であり、震災時の防災拠点でもある公立学校施設の4割以上が耐震基準を満たしておらず、老朽化による事故なども増加して

います。民主党は、学校施設の安全性を確保するため、耐震診断の義務づけと補強・改築費用の補助のかさ上げを図るなど危険校舎の改修促進のため「学校施設耐震化促進法」(2002年155臨時国会、06年164通常国会、07年166通常国会に提出)の制定をめざします。また、アスベスト対策に取り組み、学校施設の環境衛生の改善をすすめます。

スクールカウンセラー及び ガイダンスカウンセラー制度の充実

いじめや不登校などの問題や、職業選択などの進路指導について児童・生徒の相談に応じることができる仕組みを充実させる必要があります。民主党は、専門的知識をもって指導及び助言を行う専門相談員を全国の小学校、中学校、高等学校等に配置するための「学校教育法の一部改正案」を2001年153臨時国会以来、3回提出してきました。学校現場での相談体制と指導力の充実に向け、引き続き制度の充実を求めていきます。

大学改革と国の支援のあり方

「学生・研究者本位の大学」、「創意ある不断の改革を現場から自発する大学」、「社会に開かれ、社会と連携・協働する大学」をめざし、「象牙の塔」から「時代が求める人づくり・知恵づくりの拠点」として大学改革をすすめます。その際、世界的にみて低い高等教育予算の水準見直しは不可欠ですが、従来の学校単位の支援から個別研究プロジェクト単位の支援に転換します。また産業振興的な側面ばかりでなく、学問的な価値にも十分な配慮を払っていかねばなりません。

2003年156通常国会で成立した国立大学法人法について、民主党は、大学への国の関与がますます強まり大学の自主性を損なうものと考え、その再検討をすすめます。

なお、大学入試のあり方については、大学センター試験・大学入試そのものの抜本的な検討をすすめます。

専修・各種学校の充実

今日、専修学校や各種学校は社会の実学を支え、広く産業・社会の人材養成の基盤となっています。これら学校の発展を促すため、財政支援を充実させるなど、教育制度上での位置づけを明確にします。

学校図書館の整備等

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするうえで欠かせないものです。2001年に成立した「子どもの

読書活動推進法」を足がかりとしながら、全国の学校図書館の整備・充実をすすめ、子どもの読書環境を改善します。また、文字・活字文化の振興に取り組みます。さらには、司書教諭が不足している現状にかんがみ、その充実に取り組みます。

社会ルールの学習

異年齢・異世代との交流、団体活動等を通じて子どもたちが社会を知り、ルールと教養、自律心を身につけられるように、自主的な学校運営の下で、毎週土曜日は、地域の様々な団体・企業等の協力を得て、スポーツ、自然体験や野外活動、ボランティア、伝統文化の継承等の活動を行います。

生涯学習の充実

技術の高度化、転・再就職の準備、地域活動のリーダー養成、教養講座など多様な教育ニーズに対応する生涯学習社会を実現します。子どもから大人までが利用しやすい施設の整備、公民館活動の活性化、公立図書館の一層の充実を図ります。また、大学・短大を卒業し社会で働く人に、本人の希望で再び大学や大学院で教育を受けることができる制度(リカレント教育制度)を確立するなど、コミュニティカレッジも全国に広めていきます。

統合教育・障がい児教育の推進

民主党は、障がいのある子どもたちにも、特別な状況に応じた教育、それぞれの子どもにとって適切かつ最善な支援を行っていきます。学校教育において障がい者と健常者がともに学ぶことを原則とする、インクルーシブ教育をすすめます。このため、保育園・幼稚園の段階から小中学校教育まで統合保育・統合教育に取り組み、障がいのある子どもと、ない子どもとの分離を前提とした教育を見直します。また、学校施設のバリアフリー化や弱視者用の拡大教科書導入のための制度改正、発達障がい児への支援など、障がい者の視点に立った教育環境をつくります。

国内外における日本語教育の充実

すべての児童及び生徒に、文化的素養を醸成し、他者との対話、交流及び協働を促進する基礎となる国語力の習得を推進します。国内における日本語教育を充実させるとともに、海外の日本語学習者への日本語専門家の派遣や、外国人日本語教師の訪日研修など、海外における日本語教育を支援します。

芸術文化活動への支援

人々の創造性や表現力、コミュニケーション能力

を高めるうえで、芸術文化の振興は極めて重要です。民主党は、従来の文化ホール建設といったハコモノ中心の行政を改め、人材を活かす文化政策へと転換します。様々なジャンルの芸術文化に対する地域住民のニーズや取り組みに応じて、芸術家・専門家がソフト・マンパワーを用意できるように行政が支援していく地域住民主導型の文化政策をめざします。

伝統文化の保存・継承

日本の伝統文化を保存し、さらに新たな文化を創造する基盤を整備します。文化財の保護、地域に固有の伝統芸能・工芸の継承、教育における体験鑑賞など、文化・伝統を保護、育成するための環境整備を行います。

健康づくりの推進

(国民総スポーツへの参加)

これまでのわが国のスポーツ政策は、企業や学校が中心の、ともすればスポーツエリート育成型のものになりがちでした。しかし、子どもから高齢者の運動不足や体力低下が問題となり、健康づくりが注目される中、これまでの枠組みを超えた新しい取り組みが必要です。スポーツの新たな価値を発見し、スポーツが持つ本来の力を見つめることの効果は、地域住民の世代を超えた交流促進や住民の健康増進、地域間交流や国際交流、さらには地域産業振興など多岐に及びます。民主党は、「地域・学校・企業・クラブの共生型」スポーツ政策をコンセプトに、従来のスポーツ行政を抜本的に見直し、地域の自主的・主体的取り組みを基本としたスポーツ政策を確立します。

地域密着型クラブスポーツの振興

地域に根ざしたクラブスポーツの確立が不可欠です。住民による自主的・自発的な運営、企業との連携、行政の支援を一本化し、生活に身近な地域におけるスポーツ活動の“核”を育てることが必要です。ウォーキングやラジオ体操など、誰でも取り組みやすい身近な活動や、スポーツを通じての地域コミュニティ活性化をめざし、地域密着型クラブスポーツを振興します。

生涯スポーツの振興

誰もが、どこでも、スポーツを親しめる環境を整備し、子どもから高齢者まで、様々な種目に、各々の年代に応じて参加できる機会を確保するため、指導者の育成や、外部コーチ派遣制度確立、スポーツ少年団支援、社会体育指導者等の身分保障、養成・確保、生涯スポーツ振興事業を推進します。

高齢者スポーツの振興

高齢者の生きがいや健康づくりにスポーツは大きく貢献します。スポーツの苦手な方や初めての方でも気軽に取り組める機会を一層拡大するため、スポーツ団体による講習会や地域リーダーの育成、異世代交流事業、青少年スポーツ活動との連携などを一層推進するとともに、公共スポーツ施設のバリアフリー化を図ります。

障がい者スポーツの振興

ノーマライゼーションの推進の観点からも障がい者全体のスポーツ振興を図ることが必要です。施設の利便性確保はもとより、指導員の養成・資質向上のための取り組み、自治体や関係スポーツ団体等とのネットワークの構築など、スポーツ振興施策と障がい者施策の効果的な連携を推進します。

スポーツ医学振興政策

スポーツ医学は一部のアスリートのためだけの学問ではありません。競技力向上や障がい予防の観点からスポーツの現場に医学知識を必要とすることは当然ですが、生活習慣病が年々増加傾向にある現代においては、運動に関する研究成果を人々の健康増進に活かしていくことも極めて重要です。年齢や障がいの程度を超えていかなる人でもスポーツの恩恵にあずかり、健康で文化的な生活を営むことができるよう、スポーツ医学の振興を強く後押しします。

学校施設の開放と複合利用の推進

住民に身近なスポーツ活動の場として、また地域コミュニティの拠点としての学校施設は今後も役割を増していきます。また地域密着型クラブスポーツ振興の観点からも、徒歩圏内に安全な運動施設が存在することは欠かせない要素となります。毎週土曜日は、学校施設を拠点に、地域の団体、企業等の協力も得て、スポーツ、自然体験、野外活動、ボランティア、伝統文化の継承等の活動を行います。また、子どもたちの安全確保を前提に学校施設利用の利便性向上やスポーツ施設との複合利用をさらに推進します。

校庭の芝生化

安心して思いきり走り回ることのできる運動場が子どもたちには必要です。運動場の芝生化は身体への衝撃を緩和し、スポーツ技術向上と体力作りに貢献するばかりでなく、子どもたちのストレス軽減、CO₂削減効果やヒートアイランド現象の抑制効果も期待されています。小学校校庭や公共スポーツ施

設の芝生化事業を強く推進するための予算を確保するとともに、芝生の効率的な保管理や雇用創出の観点から、NPO等との連携を重視します。

国際交流の推進

スポーツは、言語の壁を越えて同じルールの下で行われる全世界共通の文化です。文化・風習などが異なる外国との間でスポーツに関する技術や情報・知識の交流を図ることは、世界中の人々が平和で協力しあえる社会の実現に大きく寄与するものと考えます。日本古来の武道を含め、スポーツを通じた国際社会の相互理解と交流のための施策をさらに推進します。

イノベーションを促す基礎研究成果の

実用化環境の整備

産学官が協力し、新しい科学技術が社会・産業で活用できるよう、規制の見直しや社会インフラ整備などを推進する「科学技術戦略本部(仮称)」を、現在の総合科学技術会議を改組して、内閣総理大臣のもとに設置します。同戦略本部では、科学技術政策の基本戦略並びに予算方針を策定し、省庁横断的な研究プロジェクトや基礎研究と実用化の一体的な推進を図ります。また、プロジェクトの評価を行い国会に報告します。

科学技術人材の育成強化

スーパーサイエンスハイスクール(科学技術・理数教育を重点的に行う学校)を拡充するとともに、科学の面白さを子どもたちに実感させるため、産業界の協力を得て、サイエンスキャンプ(研究所などでの実験体験など)や研究者の小中学校への派遣などを行います。

研究者奨学金を、1500億円から3000億円へと米国並みに倍増し、国籍を問わず国内の研究プロジェクトへの支援を強化します。また、研究者ビザの拡充など優れた外国人研究者がわが国に集まる環境をつくります。

中小企業の研究開発力の強化

政府の中小企業研究開発予算120億円を、中小企業の技術力が高く評価されるドイツの政府支出比率と同等の600億円へと5倍増するとともに、大学・研究機関と中小企業の共同研究を制度・予算上で強化します。また、中小企業基盤機構の技術情報提供・流通の機能を強化します。

世界最先端の環境エネルギー技術の確立

2020年までにエネルギーの10%程度を再生可能

エネルギーとすることを目標に、世界をリードする燃料電池技術、太陽光発電技術、超伝導技術、バイオマス技術など環境エネルギー技術の研究開発や実用化への重点化を図ります。

子ども・男女共同参画

出産・子育てにかかる経済的・

精神的負担の軽減

子どもを持つすべての保護者が、ゆとりと責任をもって子育てができるよう社会的な支援を強化します。子ども手当や出産時助成金、育児休業給付の充実など、子どもが生まれてから成長していく過程にかかる経済的支援を総合的に充実させます。

また、男女がともに家族としての責任を担い、健康で仕事や自己啓発、地域活動もできるよう、ワークライフバランスのとれた働き方を確保するとともに、多様な働き方に応じた保育ニーズへの対応や、学童保育の待機児童解消をすすめ、保育環境を向上させます。

さらに、保健所や児童館などの子育て支援機能を強化し、育児不安や地域での孤立を解消するため、子育て支援相談や子育てを支える地域ネットワークづくりを推進します。

月額2万6000円の「子ども手当」創設

子育て支援をすすめる一環として、扶養控除や配偶者控除、配偶者特別控除を見直し、行財政改革の断行により、子ども手当(児童手当)を充実します。子どもが育つための基礎的な費用(被服費、教育費など)を保障すべきとの観点から、中学校卒業までの子ども一人あたり、月額2万6000円を支給します。

出産時助成金

出産時には、保険給付による現行の出産一時金(約35万円)に加え、国庫を財源として、出生児一人あたり20万円の助成金を給付し、ほぼ自己負担なしに出産できるようにします。

子ども家庭政策の一元的取り組み

子どもや家庭に係わる問題については、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省、通学路は国土交通省、塾は経済産業省などと多くの省庁にまたがり、縦割り行政の弊害が見られます。民主党は子どもや家庭政策について、一元的に取り組む体制の整備をすすめます。

幼保一本化の推進

約2万人といわれる保育所入所を待つ待機児童がいる一方で、幼稚園では定員割れの状況が発生しています。待機児童を解消し、就学前の子どもたちにとって質の良い居場所を確保していくため、「保育所は厚生労働省」「幼稚園は文部科学省」という縦割り行政を是正し、「子ども家庭省(仮称)」のもとで幼稚園と保育所の一本化を推進します。また、NPOなどが行っている家庭的保育制度(保育ママと呼ばれる)など、地域の多様な資源の積極活用を推進し、待機児童解消に向けた具体策を実行します。

学童保育の拡充

安全・安心な子どもの居場所づくりのために、学童保育の拡充が求められています。家庭と同じようにすごせる居場所としての学童保育を、全児童対策とは別に、適正な規模で、専門の指導員のもとで、希望するすべての小学生が入れるように拡充します。

医師不足解消に向けた小児科・産科医療

(*P.15参照)

有害情報から子どもを守る

残虐な暴力や性暴力などの有害情報から子どもを守るため、書籍の区分陳列や放送時間帯の配慮など、子どもたちが有害情報に触れずにすむ環境をつくります。

携帯電話などで出会い系サイトを通じた子どもへの被害防止のため、携帯電話事業者等に対し、違法・有害サイトへの接続制限サービスに関わる説明義務を課す「電気通信事業法改正案(携帯電話有害サイト接続制限法案)」を2006年165臨時国会に提出しました。

さらに、第三者機関(中央子ども有害情報対策委員会)の設置と子どもの有害情報にかかる規制について事業者が自主的に取り組むこと等を内容とした「特定暴力情報等からの子どもの保護に関する法律」の制定をめざします。また、大人社会のモラルと保護者の責任感を強め、子どもの権利を擁護します。今後、情報との付き合い方についても単に情報を与えないのではなく、与えつつ、情報化社会に生きる子どもたちが、情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力(メディアリテラシー)を持てるような教育をすすめます。

子どもを事故や事件から守るために

民主党は、家庭や学校、公園やプールなど各種施設での子どもの痛ましい事故を防ぐことに力を入

れて取り組んできました。製造者による事故防止情報の公表を促進する「消費生活用製品の危険情報公表法案」の提出をはじめ、2004年には政府に先駆け、大人の自転車の補助いすに子どもを同乗させた際の重大事故の多さに着目し、幼児のヘルメット着用を義務付ける「道路交通法改正案」を提出しました。その結果2006年には警察庁内に「自転車対策検討懇談会」が設置され、2007年に子どものヘルメット着用の普及促進を図る法改正が成立しました。

また、子どもが学校や通学路において犯罪に巻き込まれる事件が多発する中、民主党は学校安全専門員の配置や国による財政支援などを盛り込んだ「学校安全対策基本法案」を2006年164通常国会に提出(2007年166通常国会に再提出)しました。

児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止法は、民主党が先駆けて検討に着手し、2000年5月に全会一致で成立しました。これは児童虐待の防止に一定の成果をあげましたが、虐待事件の増加・深刻化を前に様々な限界も明らかになってきました。

そこで2004年159通常国会では、・児童虐待の定義拡大(保護者以外の同居人も対象とする、子どもの前でのDVなど間接的被害も虐待に含む)、・国及び地方公共団体の責務の明確化、・児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とする、・児童の安全確認・一時保護の際の警察署長に対する援助要請、などの法改正を全会一致で行いました。

2007年には民主党が主導して、・虐待が疑われる場合に保護者に出頭命令を出し、従わない場合には裁判所の令状をとって児童相談所が警察の援助により家に入って、児童の安全を確認できること、・保護者に対する面会・通信等の制限の強化、などの法改正を全会一致で行いました。

ひとり親家庭への自立支援策

ひとり親家庭、特に母子家庭にとっては、政府による生活保護や児童扶養手当の削減、雇用や住宅、子育ての問題などで、安心して自立した生活ができる環境にはありません。民主党は、子どもと触れ合いながら働ける在宅就労を促進するなど実効性ある就労の保障、保育所の優先入所などの子育て支援、離婚時の養育費支払いの履行確保策など、ひとり親家庭に対する自立支援に取り組めます。また、児童扶養手当の支給水準の変更を元に戻し、母子加算の廃止を見直します。

DV防止法の強化

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する法律(DV防止法)」のさらなる強化・充実に取り組めます。被害当事者や支援者の声を踏まえながら、被害者の保護と自立支援をより実効性あるものとするため、引き続き保護命令制度の拡充、民間支援団体への財政支援強化、加害者更正策やDV未然防止等を含めた改正をめざします。

生殖補助医療に係わる法整備

代理出産など生殖補助医療のあり方が社会的な問題となっています。日本には生殖補助医療に関する法律が存在せず、日本産科婦人科学会の自主規制に頼っているのが現状です。夫以外の第三者から提供された精子によって誕生した子どもは今や10万人を超えているとも言われるほか、国内外で代理母による出産などが行われています。民主党は、生殖補助医療に関する基本法制定も視野に入れ、取り組みを進めていきます。

不妊治療については、適応症と効果が明らかな治療は医療保険の適用を検討し、支援の拡充をします。また、子どもを産まない女性が追いつめられることのないように、多様な選択を認める社会の実現をめざします。

女性も安心な年金制度の確立

現在の年金制度は、自営業者、被用者、公務員など就労形態によって別々になっており、誰にとっても不公平な制度となっています。とくに女性の場合は、現在の年金制度が個人単位でなく世帯単位であることから大きな不公平が生み出されています。1号、2号、3号被保険者の区別を解消して、年金の個人単位化をはかることで、就労形態やライフスタイルの変化に対応でき持続可能な年金制度へと改革します。こうすることで年金制度に対する信頼が高まり、女性も安心して年金で老後を過ごすことができるようになります。

(P.14年金制度改革参照)

ワークライフバランスの実現

正社員と非正規社員(有期、パート、派遣・請負)との間の格差は、賃金、労働条件その他において拡大する一方です。民主党は真のワークシェアリング、多様な働き方を公正に実現するため、また子育てや介護など家族が必要とするときに安心して短い時間働けるためにも、同一価値労働、同一賃金の「均等待遇」を実現します。そのために、「パート労働者の均等待遇推進法」(2007年166国会に三回目の提出)の制定に向けて取り組めます。民主党は、時間外勤務手当の割増率を現行の25%から50%に引き上げ、サービス残業の法的規制強化を検討し、男性を含め

た働き方を見直します。

また、男女ともワークライフバランス(仕事と生活の調和)のとれた暮らしのため、育児・介護休業法を改正して「仕事と家庭の両立支援法」(2004年159通常国会に提出)、男女雇用機会均等法を改正して、真の「男女雇用平等法」(2006年164通常国会に提出)の制定に向けて取り組めます。

さらに民主党は、「再就職奨学金」の創設により、育児・介護のために退職した人の再就職を支援します。また、政府調達事業の女性企業家への一定比率の発注枠確保やNPO等による起業を推奨し、女性企業家を増やします。それらによって、多様な雇用・労働の実現が可能になり、日本の新たな活力を生み出すことにつながります。

真の男女平等のための基盤づくり

性別によって「かくあるべき」という固定的な性別役割分業意識は、男性の過労・自殺や、女性の育児・介護ストレスと無縁ではないと指摘されています。そうした意識は社会制度と密接に関係しているため、男女平等の制度を整えることが必要になります。

民主党は、自立・自律能力の形成を教育目標に据え、職業体験学習、男性の家庭参加促進教育をすすめます。教員、医療福祉関係、警察官、入管職員など人権に密接にかかわる仕事の従事者への男女平等教育をすすめるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するためクォータ制を含む積極的差別是正措置を講じます。

生涯を通じた女性の健康保障

日本は望まない妊娠の多い国と言われていますが、特に10代の妊娠や中絶が増えており、社会問題になっています。また現在の医療は、診療科の偏在や女性医師の割合からしても、必ずしも女性に安心な体制とはなっていません。性と生殖に関する女性の権利と健康を守るために、年齢にふさわしい性教育を男女ともに行い、さらには男性と女性の生物学的性差及び社会的な性差を考慮した的確な医療(性差医療)を拡充します。

男女共同参画の視点に立った国際協調

冷戦崩壊後の紛争地域では、多くの女性と子どもが犠牲となり、被害を被っています。開発途上国においても一般に女性は教育、雇用、健康等の面で男性に比べて弱い立場におかれています。紛争国や開発途上国において、女性の教育水準向上と仕事の充実にすることは、貧困を是正し、男女格差・国際間格差を解消するために重要な方策です。日本の援助はこうしたジェンダーの視点をもっと重視する必要があります。

民主党は、O D A 予算配分と実施に際して、調査、計画、立案、推進、評価の段階にN G Oの参加を求めます。また、未だ国際スタンダードに達していない女性や子どもに関わる条約と関連法案を精査し、条約の締結促進と法制化を図ります。

選択的夫婦別姓の導入と婚外子差別の解消

現在日本では、本人が希望しても夫婦別姓は認められておらず、婚姻した夫婦の97%で女性が改姓しています。民主党は、仕事の上などでの社会的不利益をなくす、自分が使ってきた姓を使うことでアイデンティティを守るなどの様々な理由で別姓を望む人が、選択できる制度を導入する「民法改正案」を提案しています(1998年142通常国会以降、累次提出)。また、法案では、自らが何ら責任を有さない出生の事情によって子どもが不利益を被らないよう、婚外子(非嫡出子)の相続差別をなくすこと、再婚禁止期間を100日に短縮する内容も盛り込んでいます。

嫡出推定制度の改善

(*P.31参照)

農林水産

食料の完全自給への取り組み

世界の食料需要は供給量を上回りながら増加しています。もし天候異変などによる不作が起きれば、最初に経済力の弱い途上国の食料調達が困難になります。日本の購買力が継続し、供給物があれば食料を輸入することもできますが、世界全体の食料需給安定のためには、各国が一定の食料自給率を維持することが最も重要です。実際に先進5カ国(日・英・米・独・仏)では、イギリスの74%を除けば90%から130%近くの自給率を確保し、国民への食料供給に責任を持っていますが、現在、日本の食料自給率は40%にすぎません。農政を抜本的に転換することにより、国民が健康に生活していくのに必要な最低限のカロリーは国内ですべて生産する食料自給体制をめざします。

戸別所得補償制度の創設

世界貿易機関(W T O)における貿易自由化協議及び各国との自由貿易協定(F T A)締結の促進と、農産物の国内生産の維持・拡大を両立させます。そのために、基幹農産物については、これまでの農政の制度・予算を根本から見直し、国民に必要な食料を生産し、農村環境を維持できる農業経営が成り立

つように「戸別所得補償制度」を創設します。

政府が行おうとしている直接支払制度は一部の大規模農家などに限定した政策であり、食料の安定供給、自給率向上もおぼつかなくなります。民主党はこれを抜本的に転換し、農業・農村を活性化するため、農政の柱として、原則として全ての販売農家に戸別所得補償制度を実施します。この総額は1兆円程度とし、米・麦・大豆・雑穀・菜種・飼料作物などの重点品目を対象に行います。その際、農地を集約する者への規模加算、捨てづくりにならないよう品質加算、棚田の維持、有機農業の実践など環境保全への取り組みに応じた加算を行います。

これにより、現在の農地約467万haの維持、食料の完全自給への取り組み、食の安全・安心の確保、農業の持つ多面的機能の維持、国土の均衡ある発展を図るため地方経済の活性化、農家が農業を持続できるような条件の整備等を可能とします。

米の備蓄300万トン体制の確立

強制減反を廃止して、米の300万トン備蓄体制を確立します。このことにより、食料の安全保障、諸外国に対する食料人道支援の実施、バイオマス利用推進への道を確立します。なお、300万トン以上の余剰米や一定期間保有した備蓄米についても同様の方法で活用します。

食の安全・安心の確保

わが国の消費者は、B S E や鳥インフルエンザを経験し、食の安全・安心に強い関心を持っています。そのため、まず、内閣府・農林水産省・厚生労働省にまたがっている食品安全行政を一体化して、その確保を図っていきます。また、加工食品や、外食における原料原産地表示を義務化するとともに、食品のトレーサビリティ制度を拡充し徹底していきます。さらに、全国的なレベルで地産地消(そこでできたものをそこで食べる)、旬産旬消(その時できたものをその時に食べる)を推進します。特に、地域の農林水産業の実情と重要性を子どもたちに教えるため、学校給食において実施します。

輸入検疫体制の強化・拡充

わが国は、食料の6割を輸入に依存しており、輸入食品の届出件数は近年急激に増加しています。食の安全の観点から、輸入食品についても、相手国が日本と同等の食品安全基準や動植物検疫基準を遵守することを輸入の条件とします。また、食料輸出国における食の安全確保体制については、主要な輸出国に輸入国の立場から調査を行う国際食品調査官(仮称)を配置します。さらに、輸入食品の検疫体制

について、現在は全国31ヶ所の検疫所でわずか300人の検査官が配置されているだけで、わずか5%のモニタリング検査をしているにすぎないことから、わが国の国境における食品検疫体制を大幅に拡充・強化します。

輸入牛肉に対するトレーサビリティの義務づけ

米国産牛肉の輸入が再開されましたが、米国における牛の月齢管理や飼料規制等の実効性や輸出プログラム遵守が疑問視されている現段階での輸入再開は、国民の食の安全・安心を無視するものであり、今後も中止を求めています。また、国民の食の安全・安心を守り、消費者の選択権を保障するための、牛肉やその加工食品等についてB S E 検査済みの表示と原産地表示の義務化を実現します。さらに、輸入牛肉についても国産牛肉と同様のトレーサビリティを義務づけるため、「牛海綿状脳症対策特別措置法(B S E 対策法)改正案」及び「輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(牛トレーサビリティ法案)」の早期成立をめざします。

都市と農山漁村の交流の推進

今、新しいライフスタイルを求めて農山漁村に関心を持つ人たちが増えつつあり、この流れは若者から定年退職者まで幅広い層に広がっています。さらに、農山漁村を訪れる人の数も増えつつあり、農山漁村はこのような新しい動きに対応して活性化していかなければなりません。

このため、農山漁村における、やすらぎ、いやし、医療・療養の機能などの各方面への活用を推進するとともに、小・中・高校における自然体験、農林漁業体験の学習を重視し、農作業を通じての心身障がいの回復・機能向上を促す園芸療法の普及拡大を図ります。

また、グリーンツーリズム等の推進に向け、少人数宿泊を目的とした民宿等の消防法、環境衛生法などの規制緩和と、民宿等の新規設立や施設の改築に際しての無利息融資制度を創設します。この他農山漁村の優れた点を活用した雇用と所得の拡大のために情報提供等の支援を行います。

農山漁村の活性化

小規模な農業生産でも、子を産み、育て、安心して生活できるように、就業機会の拡大、教育・医療サービスの向上、公共交通機関の確保などによる定住条件の向上をすすめるなど、総合的な農山漁村振興政策を高齢者の力も活用しつつ、実施します。また、地方分権を実現し、農村資源の保全(基幹水利施設等

の維持管理など)を国・地方公共団体が責任を持って行えるようにするとともに、農業集落による農業水路の保全管理等の取り組みを支援します。

農地制度などの改善

農地制度については、できるかぎり参入規制(入口規制)を緩和するとともに、農地所有者の耕作義務の明確化や転用規制(出口規制)の厳格化により、なるべく多くの意欲のある者が農業に参入できるよう改革をすすめます。農業生産に意欲のある株式会社、N P O 法人などに耕作の継続を条件として利用権の設定を推進するとともに、農業生産法人については現行の要件を緩和します。また、農業を実践したいというサラリーマンや定年退職者などが増えている状況を踏まえ、市町村が一定の要件を満たす地域を指定し、その地域内における農地取得の下限面積条件について、地域の実情に合わせて緩和します。

農地面積の確保

農地面積は、1961年の609万haをピークに減少し続け、2006年には467万haへと40年余りの間に大幅に減少しましたが、その大きな要因は転用と耕作放棄によるかい廃です。農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、わが国の食料安全保障の観点からもその確保と有効利用に積極的に取り組む必要があるため、転用許可制度の趣旨に沿い、しっかりと土地利用計画策定とその厳格な運用によって、無秩序な転用を防止します。また、耕作放棄農地について耕作意欲のある者に利用権が設定できる権限を市町村に与えることなどを通じて、将来にわたって現在の面積程度の農地が確保できるようにします。

農山漁村を支える女性支援

農村女性は、農業就業人口375万人の約6割を占めるなど、農業や地域の活性化に重要な役割を果たしています。このような状況に鑑み、農山漁村における女性が、農地を取得したり、その他のビジネスを起業することを積極的に支援するための「農山漁村女性起業支援法」の制定や、農山漁村女性子育て支援ヘルパー制度の創設を行います。また、農山漁村において女性の声をより強く反映させるため、農協、森林組合、漁協等の理事、農業委員、土地改良区理事について地域の実態に合わせて女性登用の数値目標を設定し、その実現に努めます。

環境保全型農業の推進

持続的な農業生産を続けるためには、各地域にお

いて気候・土壌等の自然条件に合ったバランスのとれた農業生産形態が必要です。このため、環境保全型農業や有機農業を地域において計画的に推進し、農業形態を徐々に循環型に変えていきます。また、現在バラバラになっている家畜排泄物や廃棄物のリサイクル、環境保全型農業の導入についての法体系を一本化した「生物資源の循環利用による環境保全型農業の促進に関する法律(仮称)」を制定し、統合的・一体的な施策の推進を行います。また、実施の重点化と環境を重視した農業農村整備事業(農業公共事業)を展開するとともに、環境と調和した農学生物系の研究を大幅に拡充・強化します。

都市型農業の振興

消費地である都市近郊の農地で生産された農産物を都市に供給することは、食卓と農地の距離(フードマイレージ)が短くなることや、鮮度の維持、輸送にかかるコストの軽減などといったメリットがあります。また、都市の農地は緑地帯としての役割を果たします。さらに、食品廃棄物の飼・肥料化によるリサイクルに取り組みやすいことから、都市型農業の振興をすすめます。

バイオマスの推進

日本では環境汚染や地球温暖化といった環境問題はますます顕在化しつつありますが、バイオマスの利用は燃料・資材と多岐にわたること、バイオマス系廃棄物は利用の余地が大きいエネルギー資源であること、地域で生産可能なエネルギー資源であることという特性を活かせば、環境調和型・資源循環型社会の構築が可能となります。このため、バイオ産業を、21世紀を担う日本の戦略的産業として位置づけて支援措置を講じます。また、農山漁村が大量のバイオマス資源を産出する条件に恵まれた地域であることに鑑み、これらの地域においてバイオ産業を育成し、雇用の場を創造し、地域経済の活性化を図ります。

木材自給率の向上

森林資源に恵まれた日本は、かつて木材のほとんどを自給していましたが、輸入自由化や円高の進行による輸入増の結果、自給率は18%にまで落ち込みました。しかし、近年は外材価格の上昇により、輸入量が減少しつつあり、2005年には自給率20%に回復しています。これまで木材価格の低迷と森林管理コストの増大により森林経営は採算が悪化した結果、戦後植林された多くの森林が間伐等の管理がなされないまま放置されています。

国産材需要の増大という現在のビジネスチャン

スを活かし、林業を基点にした地域再生を現実のものとするため、持続可能な森林経営の観点から民主党が2007年6月に策定した「森と里の再生プラン」を実施し、木材生産量を、10年後には、1960年代の生産量である5000万・/年近くまで拡大し、自給率50%とすることをめざします。

林業、木材関連産業等地域産業の活性化

放置された森林整備のため、森林組合による施業の団地化、路網の整備と高性能機械の導入により、伐採コストの低減を図るとともに、森林の管理・経営を担うフォレスターの養成を行います。また、間伐・再造林義務付けと長伐期化により、森林資源の持続的利用を可能にします。

木材関連産業は、木材がかさばり重いことから、森林の近くに展開される典型的な地域資源立地型産業であり、中山間地域でも中心となりうる産業です。木材加工業、住宅産業、紙パルプ産業等への国産材利用を推進するため、需要に対応した製材工場の効率化や木材流通体制の整備による流通コストの大幅引下げ、建築基準法等の規制の見直しによる国産材の優先活用を図ります。

中山間地域を中心とする100万人の雇用拡大

木材生産体制を確立することにより、森林の整備等緑の雇用の拡大、木材加工業の活性化、公共事業の縮小により疲弊している工務店等建設業の雇用の拡大、グリーンツーリズム・エコツーリズム等観光業の振興を図ります。

さらに、木材生産体制を支えるためのソフト面での高付加価値型サービス、木質バイオマスを中心とする自然エネルギー産業や地球温暖化に対応した森林環境ビジネスを促進します。

また、森林の公益的機能を守るための公共事業(みどりのダム事業)も積極的にすすめます。

これらにより、雇用機会の限られる中山間地域において、100万人の雇用を拡大し、過疎化をくい止め、地域に若者を呼び戻します。

林業の振興(みどりのダム構想)

さまざまな公益的機能を持っている森林を効果的かつ早急に再生するために、林野行政と環境行政を一体的にすすめます。天然林の育成をすすめ、森林の水害防止効果や地球温暖化防止効果を高めます。治山治水事業を隠れ蓑とした環境破壊型公共事業を縮減し、環境・緑を守る持続可能な公共事業(みどりのダム事業)に転換させ、12万人の雇用増につなげるとともに、人工林の管理・充実をすすめ、間伐

などの森林整備を計画的に行い、10年間で1,000万haの森林を再生することをめざします。また、森林認証制度の推進や公共建築物への一定量の国産材使用の義務づけ、木質バイオマスの推進等により、国産材の利用推進を図ります。なお、これらの施策と合わせ、河川の自然再生事業を積極的にすすめます。(＊P.46治水政策の転換(みどりのダム構想)参照)

漁業の振興(資源管理漁業の重視)

わが国は世界最大の水産物輸入国であり、水産物の自給率は57%まで落ち込んでいます。また、水産物の世界的な需要が高まるなか、他国との購入競争に敗れる「買い負け」や国際的な資源管理の強化などによる国内供給への影響が懸念されています。このため、資源管理の徹底と漁業経営の活性化を図る観点から、個別の漁業者ごとに漁獲量の割当を行う個別TAC(漁獲可能量)方式の導入を行い、これにより影響を受ける漁業者には戸別所得補償を行います。

また、魚介類の産卵場である「海藻による海中の森」を公共事業で造成し、水産資源の回復を図ります。さらに、漁村を活性化するため、漁村集落が行う海の掃除、稚魚の放流などの資源回復事業に対して戸別所得補償を行います。なお、これらの施策と併せて、わが国と競合する漁場を有する国からの輸入について合理的な規制を行うとともに、魚価を安定させる制度を導入します。

カネミ油症被害者対策

ダイオキシン類が混入した食用油の摂取により、1968年に九州地方を中心に多くの方が重大な健康被害を受けたカネミ油症事件では、プロイラーの大量死の原因がカネミ油と同一原料・同一工程で製造された飼料であることを国は把握していたにもかかわらず、適切な対応をとらなかったために被害が拡大し、また、被害の発生後も国は十分な救済措置を講じてきませんでした。その結果、現在も多数の被害者が健康被害に苦しんでおり、経済的にも精神的にも大きな負担となっています。

このような事態に対処するため、国の責任において、カネミ油症被害者の抜本的な救済を図ることを目的にし、被害者に対する特別給付金の支払いを行うことを内容とする「カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に関する法律案(カネミ油症被害者救済法案)を2006年165臨時国会に提出しました。

民主党のリードによって、2007年の166通常国会において、国家賠償訴訟で国が過去に患者側に支払った仮払金の返還を免除するための「カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関

する法律」が成立しました。今後は、民主党が提出した法案をふまえつつ、抜本的対策のとりまとめを早急に進めていきます。

国土交通

国土政策

農山漁村は、超高齢化と若年労働者の流出がすすみ、過疎化による地域コミュニティ喪失など地域社会の崩壊や、農地・林地などの国土荒廃が進行しています。近年、水源確保や土砂流出防止などの国土環境の保全機能や、伝統文化や自然との共生等の文化・レジャー機能の充実など、多種多様な機能が期待されるようになってきました。

一方、都市部では、密集市街地の形成や交通渋滞の発生など負の遺産が解消されていません。近年は、中心市街地の空洞化問題や大規模地震など激甚災害のリスクが懸念されるなど課題が生じています。

民主党は、現行の画一的・縦割的な地域振興関係諸法を改め、地域独自の事情や特性に対応した振興策を実施します。また、地方分権の推進や都市と農山漁村との連携を図り、地域の自立化・多様化を実現し、安全で安心して生活ができる国土形成をめざします。

過疎地域の対策

過疎地域は、人口では約9%を占めるに過ぎませんが、面積では国土の半分強を占めています。人口減少が著しく、若年層が少ない一方で高齢者が多く、全国平均を上回る高齢社会です。能登半島沖地震を教訓に、過疎地域では、道路等のインフラ整備の他、携帯電話やケーブルネットワークなどIT技術等を活用して高齢者に対する細やかな目配りが必要です。その一方で、過疎対策事業の多くが交通基盤整備などの公共事業に充てられてきたものの、都市部と過疎地域の格差が解消されていない状況にあります。今後は公共事業のみに頼ることなく、地方分権のより一層の推進により、各地域が特色を活かし自立的に発展していくことが重要です。

また、島嶼部では、公共施設・設備等が十分に整備されているとは言えず、本土への交通にもコストがかかることから、物価高を強いられています。島民の不便、そして本土との物価格差を緩和するため、島嶼部の経済活動に係る揮発油税を減免します。

地域活性化に立脚した観光政策

少子高齢社会に対応し、地域外からの観光客等交

流人口を呼び込むことによって、地方を元気にする方が必要です。また、近年は、アジアを中心に海外からの観光客による国際的な相互理解の増進や経済・消費活動に対する効果を期待して、国際観光の振興に関心が集まっています。

民主党はまず、各地域の魅力向上に向けた街づくり、景観形成、農山村や里山づくりなどをすすめ、地方公共団体と地域住民が主体となった取り組みを支援します。各地域の歴史や伝統・文化、さらには貴重な自然の保全と活用をすすめ、同時に住民が学ぶ機会を提供します。休暇・休日制度を見直し、より柔軟に休暇を取得できる仕組みをつくり、休日の分散化、総合的な交通体系の整備をすすめます。そして、景観に配慮した街や交通施設、国内外からの観光客の視点に立った観光政策を推進します。

地域主権・人にやさしいまちづくり

まちの主人公は、そこで暮らしている人々、働いている人々や訪れた人々です。民主党は、「人の温かさが感じられる」安全で安心感のあるやさしいまちづくりを進めます。「まちづくり」は、道路や施設などインフラ整備のハードづくりと、土地の名産品や祭りなどコミュニティを盛り上げるソフトづくり、またそれらを繋げていく住民・NPOや行政等の運営などから成り立っています。

大都市には経済力も人口も流入し、新たな発展を続けています。一方、少子高齢化社会・人口減少時代に突入した地域においては、シャッター通りとなってしまった商店街の空洞化、人口の過疎化や、社会基盤整備における地域間格差の拡大が深刻化しています。

これからは画一的なまちづくりではなく、それぞれの基礎自治体が街の特性を活かしたまちづくりを推進出来るよう、地方分権・地域主権の確立が不可欠です。そのためにも自治体への大幅な権限と税財源の移譲を後押しします。

コミュニティの再生・保全

民主党は現在の法体系を抜本的に見直し、・建築基準法の単体規制への特化、・都市計画法を大胆な地方分権・全国を網羅する「まちづくり法」に改変、・まちづくりの基本原則を明記した「景観・まちづくり基本法」の制定などにより、コミュニティと美しく活気あるまちの再生・保全を図ります。

少子高齢化など社会環境に対応したまちづくり

少子高齢化社会、人口減少社会に配慮したまちづくりを進めます。2006年に実現した「交通バリアフ

リー法」と建築物に関する「ハートビル法」は統合が図られました。さらなる改善が必要であると考え、民主党は2006年164通常国会において修正案を提出しました。その内容は、・「移動の権利、社会参加の機会」の保障、・「総合的・計画的な移動円滑化の実施」を規定、・高齢者・障がい者などの意見を反映する仕組みと利用しやすい施設の整備、・関連施設利用については、車いすの利用を拒むことができないことなどです。移動制約者の自立と社会参加の促進のため、民主党は今後も引き続きバリアフリー社会の実現を働きかけていきます。

災害に強いまちづくり

度々起こる地震に加え、台風、集中豪雨、豪雪による自然災害も毎年のように相次いでいます。心身のダメージを被災者が一刻も早く克服するには、生活基盤の回復が必要です。「被災者生活再建支援法」について、住宅本体への支援基金支給、支給限度額の引き上げ、支給要件の緩和などの改正を行います。民主党は緊急被災者救援、ライフラインの早期回復など、自然災害に強いまちづくりをすすめます。

まちの社会基盤整備等の適正化

夕張市の財政破綻は、全国の地方自治体へも大きな衝撃を与えました。わが国では民間投資が困難な地域において、従来は公共事業が景気対策でした。しかし、このような施策が必ずしも地域活性化や、持続可能なまちの賑わいにつながってないばかりか、公債費比率を見ても、多大な維持管理費が地域住民等に求められることが予測されています。

下水道は地方公共団体が、国からの補助金を得て、整備を実施しています。政府は、污水处理施設の選定については、地方公共団体が自ら判断することとしています。しかし、下水道整備が地方財政を圧迫する大きな要因となっていること、下水道と合併浄化槽の選択が困難な課題であることなどに鑑み、国が費用総額・整備期間等について一定の試算を示すなど、地方が独自の選択・比較検討を適切に行える環境を整備します。

住宅政策

政府の住宅政策は、持ち家重視の施策が採られてきました。一方で地価乱高下など政府の土地政策の失敗、終身雇用の崩壊、非正規雇用の増大など生活格差の拡大に伴い、いまだ国民の持ち家願望は質・面積ともに満足にかなえられていません。そうした中、家族構成や所得等ライフステージの変化に合わせて住み替えを行うなど国民の住宅に対する価値観や嗜好も変化しつつあります。民主党は質・面積

ともに低く抑えられてきた賃貸住宅の充実促進を誘導するとともに、中古住宅の流通促進、住宅ローン証券化、リバースモーゲージ(高齢者が持ち家を担保に生活資金を借入れること)の促進、耐震偽装問題で民主党が提案したノンリコース(担保不動産の価格以上には返済を求めない融資)、職住接近のまちづくりなどをすすめます。また、住宅や住環境の質向上を図るための法制度について検討します。民主党は、高齢者が公営住宅、都市機構など公的賃貸住宅に安心して住み続けられるよう住まいのセーフティネットづくりに努めます。

安全・安心な住宅

民主党が追及を続けてきた耐震偽装問題では、現在も法律違反物件の存在が発覚するなど、国民に大きな不安を与えています。民主党は国会質問や現地調査、被害者と専門家からのヒアリングを通じて、問題の徹底究明と再発防止、被害者救済に取り組むとともに、2006年164通常国会には、・建築の最終確認は「行政」が行うこととし行政の実務能力をアップさせる、・設計・施工・管理を分離する、・建築事務所の開設を建築士に限り、不当な圧力を排除する、・責任と誇りを持った建築士を育成するため建築士会への強制加入を義務化する、・建築に関与した全ての人をリスト化し公開する、・広告に保険加入の有無を表示させることを盛り込んだ法案を提出しました。国民が安全な住宅を利用できるよう、リフォーム詐欺対策などと合わせ、住宅業界における悪徳業者の排除、また各種制度の改善に取り組みます。

交通基本法の制定

日常生活に欠くことのできない安全・安心かつ円滑な移動は、高齢者や障がい者をはじめとしてすべての国民に等しく保障されなければなりません。しかし、現状では高齢者や障がい者など移動困難者の移動手段が十分に確保されているとは言い難い状態です。さらに、陸・海・空の総合交通体系も確立しておらず、縦割りで連携のない非効率的なインフラ整備が続いています。

これらの問題を解決するために、民主党は2002年154通常国会から「交通基本法案」を提出し続けています。内容は、国民の「移動の権利」を明記し、国の交通基本計画により総合的な交通インフラを効率的に整備し、重複による公共事業のムダづかいを減らし、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を行い、都道府県・市町村が策定する地域交通計画により、地域住民のニーズに合致したLRT(次世代型路面電車システム)やコミュニティバスなどの整備を推

進するものです。

航空政策

現在、国際拠点空港は、成田、関空、中部で、旅客ベースで日本全体の9割弱、貨物ベースで95%のシェアがあります。今後、国際的に大交流時代を迎えることを考え、この3つの空港にだけ集中させるのではなく、北海道、福岡、沖縄等第2種空港の機能向上に向けた空港整備を行います。

また、3種の地方空港については、近距離の国際便、特にアジア圏内の交流を中心に、国内効率の容易性を高めるよう、総合的な航空政策をすすめます。

産業政策としての物流

日本の物流は国際競争力という点で、他のアジア諸国・地域と比べ見劣りしています。神戸港や大阪港などの関西の重要港湾を中心に、未だ阪神・淡路大震災前の取扱高に回復していません。一方、釜山、シンガポールや香港などのアジア地域の港湾が、物流のハブとして国際競争力を増しています。

産業全体の中で物流をとらえるならば、空港や港湾は、徹底的な効率化を図る必要はあります。しかし、必ずしも日本の港湾に国際的な競争力が必要であるとは言えません。むしろ、海外から日本に到着したモノ、そして日本から海外へと出て行くモノの流れを円滑にすることと、生産地ならびに消費地としての日本の魅力を向上する政策が優先されるべきと考えます。

そこで、民主党は、物流面での玄関口としての空港と港湾に関しては、全ての窓口において効率化を進めることを前提としつつ、特定重要港湾のうち複数の港湾、特に消費地への近接性や、高規格道路等との接続性を考慮し、選択と集中の考え方のもとで、特定の国際物流拠点の24時間化を進めます。なお、その他の空港および港湾は、国内物流のモーダルシフトを進め、全体として国際物流と国内物流の拠点の棲み分けを明確にします。

交通面における環境負荷の軽減

物流分野において、トラックによる輸送から、環境負荷の小さい船舶や鉄道輸送へと転換(モーダルシフト)する必要があります。

政府は、モーダルシフト化率を2010年までに50%とする目標を立てていますが、近年は40%近くで横ばいの状態です。これは、モーダルシフトを推進するための具体的施策がほとんどないことが原因です。民主党は、荷主が輸送機関を選択する立場にあることを重視し、荷主等にモーダルシフト推進計画の策定と実施状況の報告を義務づけることを主

な内容とする「複合一貫輸送の推進に関する法律案」を2003年の156通常国会に提出しました。これにより、効率的で環境負荷の少ない物流体系を確立します。

また、人流交通においても、モーダルシフトを進めるとともに、自転車交通環境の整備を進めます。自転車は、環境負荷を低下させるとともに、健康増進などの点で大きな利点がある一方で、交通事故の発生、放置自転車などの問題も散見されます。自転車に係るルール・マナーの理解・順守が進むよう、自治体、民間ボランティアとも連携しつつ、安全・快適な自転車利用に向けた啓蒙活動を強化します。あわせて、自転車に乗りたくなる都市空間整備に向けて、自転車道の適正な整備、自転車の通行ゾーン設置に関する明確な指針づくりに努めます。駐輪場の整備を図り、商店街の空き店舗利用などを促進します。

整備新幹線

地域の活性化を図る上で、高速交通体系の整備は重要な役割を担っており、持続的な経済成長のためには、人・モノ・情報の流通量が大きく寄与するとされています。特に新幹線は、その高速性のみならず、大量輸送性、高い安全性、優れたエネルギー効率など、他の交通機関と比較して優れた機能と特性を有しています。とりわけ自動車や航空機と比較して二酸化炭素の排出量も少なく、地球温暖化問題等の観点から環境にやさしい省エネ型の交通機関と位置づけることもできます。ヨーロッパにおいても、そのような観点から鉄道の評価が高まり、主要都市間を結ぶ「ヨーロッパ高速鉄道網」が整備されつつあります。

交通体系の望ましい姿は、鉄道・自動車・船舶・航空等の各交通機関が、それぞれの特性を發揮し、利用者のニーズに的確に対応できる総合的な交通サービスを提供しうる状況を確保することにあります。各地域においてどのような交通手段を整備することが最も効率的であるのかを十分考慮に入れなければなりません。

一方、国・地方の財政状況は厳しく、並行在来線の問題もあり、地域の足の確保や貨物輸送のあり方など、新幹線整備に伴って解決しなければならない問題も多くあります。

民主党は、国全体の総合交通体系を確立し、その中で新幹線整備のあり方を位置づけた上、国民の理解を得ながら整備をすすめるべきであると考えます。

高速道路無料化

高速道路は、一部大都市を除いて無料とします。多額の投資をしながら有効活用されていない高速

道路を生かすことで、地方を活性化するとともに、流通コストの削減を図ります。不透明な道路特別会計や官製談合などの実態を精査し、総合的な交通体系のあり方も勘案しながら、環境面にも配慮しつつ、具体的な無料化計画を策定します。無料化によってコストを削減するだけでなく、出入口を増設できることから、地方の高速道路が暮らしに生かせる道路としてよみがえります。また雇用の拡大、通勤圏の拡大、農産物、畜産物、水産物の消費地への流通コスト、時間コスト削減は、農林漁業など生産者の基盤強化にもつながります。

民主党はこの政策を実現するために、高速道路原則無料化の基本方針と無料化に向けた道筋を示す「高速道路事業改革基本法案」を2004年159通常国会に提出しました。国道管理業務・高速道路を中心とする道路維持管理のために設立する複数の法人等での受け入れで雇用確保に万全を期します。

「運輸安全委員会(仮称)」の設置(安全管理の徹底)

2005年に発生し、107名もの死者を出したJR福知山線脱線事故をはじめ、各地で多くの被害者を生む交通事故、飛行機の胴体着陸など、鉄道、航空、バス、タクシーなどの公共交通における事故やトラブルが頻発しています。

民主党は、規制緩和一辺倒で競争を激化させ、安全を度外視し、労働条件を厳しくしながら利益追求を強いる運輸行政を根幹から転換します。また、起こってしまった事故やトラブルを公正中立に調査するとともに、それらを教訓として再発防止対策に有効に役立てます。

まず、労働条件を含めた運輸に関する安全規制を強化し、それらの社会的規制の遵守徹底を監査・点検する体制を整備するとともに、事故やトラブルを調査し、勧告するための組織として「運輸安全委員会(仮称)」を設置します。

「運輸安全委員会」の「機能」は、運行と労働に関する監視、事故とトラブルの調査と勧告、被害者支援、経験やデータの蓄積とそれらを生かした事故防止対策です。その「範囲」は、鉄道・航空・バス・タクシー・船舶(運輸事業であって、対価としての運賃を収受して、人やモノを輸送する機関)に広がります。

「運輸安全委員会(仮称)」のイメージ

	通常時		事故等発生時		被害者支援	鮮度データ管理
	運行	労働	トラブル(兆候)	事故		
鉄道			現行事故調			
航空						
バス						
タクシー						
船舶						

公共事業改革

民主党は、以下の点を中心に、新しい公共事業をめざします。

道路や港湾などの社会資本整備については、社会資本整備重点計画法により国土交通省関連の計画が一本化されましたが、計画が閣議決定事項とされているために国会のコントロールが及びません。また、相変わらず省庁縦割りの計画であるため、重複による無駄もあります。民主党は社会資本整備関連計画を一本化し国会承認事項とするとともに、再評価・事後評価の仕組みを盛り込んだ「公共事業コントロール法」を制定します。これにより、ムダを省き効率的で地域の実情にあった、本当に必要とされる公共事業を推進します。

大型公共事業の見直し

川辺川ダム建設事業や諫早湾干拓事業、長良川河口堰など、全国各地で大型公共事業や大型農林土木事業のあり方が問題になっています。例えば、川辺川ダム建設事業は、数千億円の費用をかけて利水や治水などを目的とした多目的ダムを建設する計画です。ただ、多くの人家の水没という犠牲を強いる上、受益者である地元農家の多くが利水事業計画に反対して訴訟を起こし勝訴が確定、ダムによる治水は不要であるとして学者から代替案が示されるなど、ダム計画の必要性が著しく疑問視されています。

民主党はこれらの無駄な公共事業について、今後とも厳しく追及し、税金のムダづかいをなくします。

PFIの促進および検証

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)とは、道路や橋、刑務所や役場庁舎などといった公共施設の建設や運営を、資金調達を含め民間事業者に委ねることにより、公共事業のコストを削減する手法です。一番の目的は、事業にかかるリスクを民間事業者に負わせることで、民間の経営感覚を活用し、効率的でコストと品質のバランスのとれた公

共サービスを提供することにあります。

PFI制度をさらに積極的に活用するため、導入する数値目標を定めるとともに、促進を阻害する法律・政省令・条例等の改正をすすめます。これにより、民間の創意工夫を活かした質が高く効率的な事業を取り入れ、税金のムダづかいをなくします。

治水政策の転換(みどりのダム構想)

ダムは河川の流れを寸断し、自然生態系に大きな悪影響をもたらすとともに、堆砂(砂が溜まること)により数十年間から百年間で利用不可能になります。環境負荷の大きいダム建設を続けることは、将来に大きな禍根を残すものです。民主党は、自然の防災力を活かした「流域治水・流域管理」の考えに基づき、森林の再生、自然護岸の整備を通じ、森林の持つ保水機能や土砂流出防止機能を高める「みどりのダム構想」を推進します。

なお、現在計画中または建設中のダムについては、これを一旦すべて「凍結」し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性の再検討を行うなど、治水政策の転換を図ります。

(*P.41林業の振興(みどりのダム構想)参照)

憲法

国民の自由闊達な憲法論議を

「憲法とは公権力の行使を制限するために主権者が定める根本規範である」というのが近代立憲主義における憲法の定義です。決して一時の内閣が、そのめざすべき社会像や自らの重視する伝統・価値をうたったり、国民に道徳や義務を課すための規範ではありません。民主党は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」という現行憲法の原理は国民の確信によりしっかりと支えられていると考えており、これらを大切にしながら、真に立憲主義を確立し「憲法は国民とともにある」という観点から、現行憲法に足らざる点があれば補い、改めるべき点があれば改めることを国民の皆さんに責任を持って提案していきます。民主党は2005年秋にまとめた「憲法提言」をもとに、今後も国民の皆さんとの自由闊達な憲法論議を各地で行い、国民の多くの皆さんが改正を求め、かつ、国会内の広範かつ円満な合意形成ができる事項があるかどうか、慎重かつ積極的に検討していきます。